

平成 23 年 3 月 4 日（金曜日）

第 1 回 松 島 町 議 会 定 例 会 会 議 録

（第 2 日 目）

出席議員（18名）

1 番	緑 山 市 朗 君	2 番	佐 藤 皓 一 君
3 番	高 橋 辰 郎 君	4 番	伊 賀 光 男 君
5 番	阿 部 幸 夫 君	6 番	高 橋 利 典 君
7 番	渋谷 秀 夫 君	8 番	高 橋 幸 彦 君
9 番	尾 口 慶 悦 君	10 番	色 川 晴 夫 君
11 番	赤 間 洵 君	12 番	太 齋 雅 一 君
13 番	後 藤 良 郎 君	14 番	片 山 正 弘 君
15 番	菅 野 良 雄 君	16 番	今 野 章 君
17 番	小 幡 公 雄 君	18 番	櫻 井 公 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大 橋 健 男 君
副 町 長	西 村 晃 一 君
総 務 課 長	佐 藤 幹 夫 君
企画調整課長	小 松 良 一 君
財 務 課 長	熊 谷 清 一 君
町民福祉課長	安 部 新 也 君
産業観光課長	阿 部 祐 一 君
建設課長	中 西 傳 君
会計管理者	大 友 忠 君
会計課長	佐々木 千代志 君
水道事業所長	丹 野 茂 君
参事兼総務管理班	櫻 井 一 夫 君
教 育 長	米 川 稔 君
教 育 課 長	亀 井 純 君

事務局職員出席者

事務局長 高平功悦 主幹 佐々木弘子

議 事 日 程 (第2号)

平成23年3月4日（金曜日） 午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議案第 5 号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 〃 第 3 議案第 6 号 指定管理者の指定について
 【垣ノ内集会場、小石浜支館】
 〃 第 4 議案第 7 号 指定管理者の指定について
 【高城公会堂】
 〃 第 5 議案第 8 号 指定管理者の指定について
 【帰命院地区支館、反町支館、愛宕支館】
 〃 第 6 議案第 9 号 指定管理者の指定について
 【白萩会館、華園集会場】
 〃 第 7 議案第 10 号 指定管理者の指定について
 【名籠支館、古浦集会場、三浦支館、左坂支館】
 〃 第 8 議案第 11 号 指定管理者の指定について
 【北小泉・下竹谷地区コミュニティーセンター】
 〃 第 9 議案第 12 号 指定管理者の指定について
 【中出山集会所、滝ノ沢サブセンター、後小泉サブセンター】
 〃 第 10 議案第 13 号 指定管理者の指定について
 【蒲サブセンター、大日向サブセンター、中才サブセンター、
 萱倉支館】
 〃 第 11 議案第 14 号 指定管理者の指定について
 【上竹谷生活センター】
 〃 第 12 議案第 15 号 指定管理者の指定について

【北松島公会堂、小ヶ谷支館、品井沼第二支館、中通支館、上
幡谷生活センター】

Ⅱ 第 13 議案第 16 号 指定管理者の指定について

【根廻分館、後根廻支館】

Ⅱ 第 14 議案第 17 号 指定管理者の指定について

【初原コミュニティーセンター、上初原支館】

Ⅱ 第 15 議案第 18 号 指定管理者の指定について

【桜渡戸分館】

Ⅱ 第 16 議案第 19 号 町道の路線認定について

Ⅱ 第 17 議案第 20 号 町道の路線変更について

Ⅱ 第 18 議案第 21 号 平成 22 年度松島町一般会計補正予算（第 6 号）について

Ⅱ 第 19 議案第 22 号 平成 22 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）に
ついて

Ⅱ 第 20 議案第 23 号 平成 22 年度松島町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）につい
て

Ⅱ 第 21 議案第 24 号 平成 22 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
について

Ⅱ 第 22 議案第 25 号 平成 22 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）につい
て

Ⅱ 第 23 議案第 26 号 平成 22 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 5 号）につい
て

Ⅱ 第 24 議案第 27 号 平成 22 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）につ
いて

Ⅱ 第 25 議案第 28 号 平成 22 年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第1回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。―――ほか1名であります。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、11番赤間 洵議員、12番太齋雅一議員を指名します。

日程第2 議案第5号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第5号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第5号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号から日程第15 議案第18号

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第6号から日程第15、議案第18号までは、指定管理者の指定に関する議案であり、関連がありますので、提案段階で一括議題としております。質疑についても一括して行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。一つ、ただいま議案の5号で、本郷ふれあいセンター、これが条例に新たに組み込まれると、こういうことになったんですが、指定管理については、今回の議案の中ではないように見受けられたんですが、今後の方向についてどのように考えておられるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、次に、指定管理者の関係のもう少し具体的な中身についてお伺いしたいと思うんですが、いろいろと先日議会で行いました議会報告会、それに対する町からの回答などもございましたけれども、指定管理者については、もう少し町の方で予算を見るべきではないのかと、こういうご意見もあったように思います。町の方としては、これまでの歴史的な経過も踏まえて、何とかご理解をしていただきたいんだと、そういう回答になっていたと思うんですが、やはりこの指定管理者ということで考えた場合に、もう少し予算をつけてあげる必要性はあるのではないかなというふうに私は思うんですね。例えば光熱水費であるとか、これらの基本料金、あるいは合併浄化槽の維持管理料ですか、こういうものの汚泥処理分であるとか検査料であるとか、これで大体10万前後かかるものかなとは思いますが、そういった基本的な部分については、町で負担をしていったらいいのではないかなと、このように思うんですが、その辺について、どう考えておられるのかですね。

それから、もう一つは、利用料の減免の問題なんですけれども、どの指定管理者の内容を見ましても、減免について、利用料もそうなんです、地域住民と、施設の管理条例そのものも地域住民と、こういう言い方でなっていますのでこういうことになるのかなと思うんですが、この「地域住民」という言葉ですね、これがどういうふうに解すればいいのかなと。これは「町民」という言葉と同義語でいいのかどうか、そこを一つ確認をしておいた方がいいのかなと思いましたので。そうでないと、この同じ町民、同じ町の施設を使うに当たってですよ、同じ町民でありながら、地域が違うからと、例えば高城の人が北小泉に行って施設を利用するというふうになったときには、地域が違うからということでの減免対象の違いが出たりするとか、そういうことはないのかどうか。その辺、「地域住民」というのは「町民」という言葉と同義語でいいのかどうかということを確認させていただきたいということであります。

それから、先ほどお話ししましたように、収支計画書を見ますと、区からの繰り入れというものがされているわけです。全部この12行政区の区あるいは地区費の持ち出しの合計いた

しますと、247万7,251円と、こういう金額になりました。このままこういう金額をやっぱり押しつけていいのかというふうに思うんです。この点で、問題を提起されている区長さん方、あるいは区会の皆さん方なりとこの問題できちんとお話し合いをした経緯があるのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいということでございます。

それから、この区費と地区費と、こういう違いがあるんですね、この収支計画書を見ますと。ですから、本郷であるとか、本郷地区はたしか区費も投入しているし地区費も繰り入れをしていると。で、成り立っています。こういう関係です。それから、手樽のそれぞれの集会場、それから下竹谷、北小泉、幡谷ですか、こういったところはほとんどが地区費のお金を繰り入れて運営している。こういうことになっているわけです。指定管理者がまず地区あるいは区からお金を繰り入れてもらうということについて、何ら問題ないのかどうかということですね、条例上の問題はないのかどうか。条例上収入できるのは利用料金ということが規定されておりますけれども、こういった区費、地区費の収入ということは考えていないわけですね。その辺について、どういうふうに考えておられるのかということをお聞きしたいということでもあります。

そこで、この地区費と区費、1世帯当たりどれぐらいの負担になっているのかということがあるかと思います。私も計算してみました。いろいろやり方が違いますけれども、帰命院ですと、区会から入っているのと地区費から入っているのとありますから、そのところはうまく合算できるようにして私計算してみたんですが、そうしますと、この世帯当たりで一番世帯の負担金が少ないのが高城なんです、1世帯当たり52円。それから、一番高い方に行きますと、特に世帯当たり3,000円を超えている地区というのは、中出山地区、古浦地区、中通地区、滝ノ沢地区と、これが大体3,000円から4,000円を超える金額を世帯当たりで負担していると、こういうふうになっています。最もひどいのは、手樽の左坂地区です。たった19世帯しかないんですが、新しい施設も作ってもらったということもあってかどうかわかりませんが、1万2,316円年間負担していると、こういう状況なんですね。私は、こういう状況をやっぱり放置してはいけないんじゃないかなと。今お話ししたように、世帯当たりの負担金の並びにを見ますと、町部よりも周辺部に行けば行くほど高くなっていくような状況がある。言ってみれば高齢世帯の多いところで負担をしていると、余分に負担、余分とは語弊がありますけれども、余計に多く負担していると、こういう状況になっているんですね。

ですから、そういう状況をきちんと検討して、指定管理者に対してもどういうふうに収支計画を考えていくのかというような相談なりもされたのかどうか、そういったことについて

どのように考えているのかということでございます。

それから、施設によっては利用料が設定をされていたり、設定をされていない、いわゆる個人的にというのはどこの地区も設定しているんですが、一般的な利用料は設定していない地区もあると、こういうふうになっているんですね。しかし、指定管理者は利用料収入がない中では本来これはやっていけないわけでしょ。そうしますと、それなしで執行部の方で、指定管理者それでもいいよということになれば、最初からこれは地区民なり区民の負担を前提としたやっぱり計画にしかになっていないと。そういう意味で問題はないのかということでもあります。

これは感心していいことかどうか分かりませんが、根廻などは、「事業収入」って書いてありましたけれども、ほとんどここもたしか利用料金設定してても収入は見込んでないという中で、その事業収入も含めてこの集会場の管理運営に大きくやっていると。そういう意味では、指定管理者としての収益を上げるための努力もされながら、集会場の維持管理ということもされているというふうに思ったわけであります。そういう意味では、根廻地区・区の役員の皆さん方ってなかなか一生懸命やっておられるんだらうなというふうにも感心もしたわけなんですけど、そういうふうにもいろいろとこうやって見ますと、負担のあり方の問題というのは、私は非常に大きく残されたままで今回また提案をされているのではないかと、こういうふうに思いました。そういった点について、町の方でどういうふうに今考えておられるのかということをお聞きしたいということでもあります。

○議長（櫻井公一君） それでは、大きく分けて6点。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） まず、1点目の本郷ふれあいセンター、この件に関しましては議案第5号で今承認もらいましたけれども、その後に追加提案で指定管理者に、本郷地区に提案したいと考えております。

それから、集会施設のあり方、大きく財政的な面が多いのかなと思いますけれども、その中で、今回また指定管理者にお願いするわけですが、その中で各区長さんとの話し合いもさせていただきました。やっぱり引き続きお願いしますということが一番大前提になりました。

その中で、町といたしましても、一番本当に予算のあり方、今野議員言われますように、維持管理費の一部を町で負担という検討もしました。ただ、今現在町で進めています集会施設の建設、それから維持管理ですか、修繕も含めましてこれからの予算的な面も考慮しまして、今までどおりに維持管理等もお願いしたいということで各区長さんをお願いして、今回

の条例の提案になったわけでございます。

それで、利用料の減免のあり方ですけれども、その中で地域の住民の考え方でございますけれども、これはあくまでも地域の方で限定しております。

それから、区からの繰り入れ、区会との話し合いもしたのかということでもありますけれども、先ほど答弁させていただいた内容でございます。

それからあとは、今野議員言われますように、町場は、集会施設、区からのを入れて世帯数も多いものですから、1人当たりの負担というのは少のうございます。それで、北部に行きますと、各部落に一つずつの集会施設を持っております関係上、1人当たりの負担が大きいのかなということでもあります。その中で、これからのそういう集会施設のあり方について、北部の区長さんと話をさせていただきました。一つの避難場所、それから大きい施設がありまして、その近くにもやっぱり個人のコミュニティセンターがございます。これから町としても維持管理、それから修繕等も含めまして管理は協力しますよと。ただ、今後のやっぱりあり方について、大きいものは本当に修繕を余儀なくされたときに、今後のその集会施設のあり方についてこれから検討していきますと、集約的な集会施設という面で話をさせていただきました。ただ、それについては今後の検討課題なのかなと思っております。

利用料の設定のあり方でございますけれども、確かに今野議員言われますとおりに、設定している面と、それからまるっきりゼロのところもございます。それから、免除の仕方も、地域の各種団体が利用する場合はまるっきり全額免除、ただ、ある地区においては、利用する場合には必ず1,500円なら1,500円を取りますよという地区もございます。いろんな観点で、やっぱり地域の方々が利用しやすいような集会施設でありますので、その面、各地区にお任せしているということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） それでは、これから一問一答をお願いします。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 何か何を答えてもらったんだろうかなという感じも私しないでもないんですけど、1点目のふれあいセンターはわかりました、追加提案ということで出ると。

それから、光熱水費の基本料金あるいは合併浄化槽の汚泥処理検査料、こういった基本的な部分をやっぱり町が設置者として私は費用を持つべきではないかと、こういうふうにお話をさせていただいたんですが、とにかく引き続きこの指定管理者を受け取ってもらうということをひたすらお願いをしたと、言ってみればそういう答弁だったのかなと、こういう感じがするんですが、だから、そういうことについて意見はなかったのかどうかですね、こうしてくれとか、ああしてくれとか、そういう意見はなかったのかどうか。そういうことについて

はどうだったんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 議会報告会の中での質問もありましたので、その点も踏まえて各区長さんとお話し合いをさせていただきました。ですから、先ほど申しましたように、今後の集会施設の建設のあり方、それから管理の仕方、町の基本的な考えをそこでお話ししまして、ご理解願ったということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 町と区の皆さん方ですから、ある意味では、上下とは言いませんけれども、町に言われればやらざるを得ないのかなと、私はこういう関係だと思うんですね。ですから、町側の方が積極的にこれでどうだというものを出していかないと、こういうものは私はなかなか改善されていかないんじゃないかと、こういうふうに思うんです。

そういう意味では、前々からいろんな問題がこの集会場の指定管理をする際にわかったわけで、こういう問題について、私はもう少し町として真剣に考えてもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、何かあんまり議論されてないのかなと。

特に、例えばね、県のサッカー協会に無償で貸しているフットボールセンターですか、ああいうところはたしか電気料やらこういった基本的な部分というのは町が費用負担しているわけでしょう。私は、そういうところにサービスするのもいいですけども、松島町に住んでいる住民にまず一番最初にそういうサービスしなかったらうそじゃないかと思うんですよ。いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 松島町の住民にサービスということですけども、先ほども言いましたように、今回本郷の集会施設を建設させていただきました。これから高城地区とか海岸地区とか、そういう本当に建設に向けて町では進んでいかなきゃならないと思っております。

確かに町民にサービスって申しますけれども、その中で町としては結局何の手立てもしないんじゃないくて、いろんな面で、例えば修繕とか、そういう本当にいろんな要望に対しては前向きに予算の範囲で進んでいるわけでございます。

その中であと、地域のコミュニティ、いろんな集会のですね、そういう面でやっぱり使いやすいようにするように区からの要望なり、あといろんな面で、経費は別ですけども、話し合いをさせて今進んでいる状態でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 佐藤課長の方から答弁いたしましたが、補足したいと思います。

そもそもこの集会施設、3年前に指定管理者制度ということで、直営にするのか指定管理者制度にするのかということで、その二者択一だったわけでございます。その辺の経緯はもちろん今野議員もおわかりかと思えます。

そのときの議論、どういう議論があったのかということで私も議事録等を拝見させていただきました。やはり町民の方にとって一番メリットがあるのはどちらなのかという判断をしたときに、やはり地域の方が一番使いやすいのは、指定管理者制度を導入して、地域の方に指定管理者として地域の独自の運営にさせていただくのが一番メリットがあるのではないかと、そういう判断だと思います。

費用負担、いろいろお話もございました。区の方からのそういう繰り入れでいいのかというお話もございました。自主財源ということで指定管理者という形で、それを運用するためにそれを繰り入れるというのは問題ないものというふうにも考えておりますし、それぞれ、その個々の施設によって地域で独自に建設された経緯であるとか、廃材を利用して自ら建てた経緯であるとか、改めてこれをお話しするのは議員の皆様しっかりおわかりかとは思いますが、そういう経緯もあつてのことだと思います。

指定管理者制度という、ちょっとこういう制度を導入したということでございますので、一部の区長さんの方からは、本来指定管理者制度であれば、町の方からそういう負担、指定管理料を出すべきではないのかと、議会報告会でのそういうご意見があったのももちろん承知しておりますし、その辺について個別に総務課の方で各区長さんと議論、ご意見を承ったということでございます。

先ほど総務課長が申し上げましたとおり、現状としてはこの形でお願いしたいということでございまして、今後、議員ご提案の例えば光熱水費の基本料あるいは合併処理浄化槽の維持費、それらについて町として負担できるのかどうか、そこは財政状況等々も勘案しながら検討していくべき課題の一つではないのかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 私はなぜ今回の段階でそういうことができなかったのかなと、そういうふうに思っているわけです。当然これはもう、こういったものについて検討して答えが出ていい問題ではないかなというふうに思います。

次に移らせていただきますけれども、「地域住民」というのは「町民」と同義語かと、こう

いう質問をさせていただきました。そうしましたら、「これは地域に限定してるんだ」と、こういう答えなんですね。これはうまくないんじゃないかなとやっぱり思うんですね。町の条例で、これは施設を全部町の施設として規定しているわけでしょ。それなのに、同じ町民でありながら地域限定で料金のあるいは減免を考えていくということになるのはおかしいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） その集会施設の維持管理等ですか、その面を管理しているのはあくまでも地域なものですから、あくまでも地区に限定させていただきまして進んでいるわけでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それは今までやっていることは私はわかりますよ、そういうことでやってきたというのはね。ただ、よく考えてみてください、町の施設なんですと、条例でそういうふうに町の施設だということを規定しているわけでしょ。その町の施設をそれぞれ行政区のという指定管理者をお願いしているだけなんです。ですから、同じ町民であれば、これは地区民、地域民関係なく同じように減免しなかったらおかしいのではないかとということなんです。それなのに、総務課長の答弁は、これは違うんだという答弁でいいんですか。私はおかしいと思うんです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほど答弁申し上げましたとおり、各地域地域のその建設に当たっての経緯等があったかと思います。その地域の住民の方々が自己負担して建設したと、そういう経緯もあることから、その地域の住民限定ということで取り扱われているのだと思います。そういう取り扱いで今まで実施されてきたものでございますので、今回もそれを踏襲したということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 私は、条例にも確かに「地域住民」とは書いてますよ。だけど、町の条例でそういうふうにしたからって限定しちゃっていいのかと。これは「地域住民」というのは「町民」と同義語だというふうに私は解した方がいいのではないかとと思うんです。そうでなかったら、町の施設なのにあっちに行ったら1,000円取られて減免はされなかったとかね、これはやっぱりおかしいんじゃないかというふうに思うんですがね。それぞれ指定管理者ごとに利用料金は3,000円以内で決めればよいということには確かになっています。ですか

ら、利用料金そのものに違いが出てくるのはあり得るかと思うんですが、減免するときには、やっぱり地域民ですよ。これ、地域の人間じゃないから同じように減免はできないよという話になるわけでしょ、今度はね。その辺は私違うんじゃないかと思うんですよ。私は、それはいいです、もう答弁いただいて違うという、地域民だということで、私の見解とは違うということなんで、それはそれでもういたし方ないと思いますけれども、そういうもので同義語として私は解釈をしていくべきではないかというふうに思います。いうことは申し上げておきたいと思います。

それから、話し合いの件については、先ほど答弁ありましたので、これ以上のことはないと思いますが、区費と地区費、こういうのをいわゆる、副町長から先ほど若干答弁はあったかと思うんですが、利用料金以外に指定管理者として収入することの問題性というのは本当はないのかどうかですね。これは、地区費で入れた場合は何なんですかね、この金は。利用料金でもないですよ。だけど、利用料金を何か二重に負担させてるような、そういう感じするんですよ。しかも、先ほど読み上げた、中出山とか、古浦、中通、滝ノ沢地区は、左坂も含めると、この地区はもう3,000円超えてるんですよ。利用料金で考えても、利用料金は上限3,000円ですからね。それを超えた料金をもう地区民に押しつけて取ってらっしゃると、こういうことも言えるのかなというふうに思うんですが、寄附なのか、指定管理者とこの住民、区から入れるもの、あるいは地区費から入れるもの、これは一体どういう性格のお金になるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほど私、ご回答申し上げたつもりでございましたけれども、それぞれ指定管理者が持っている自主財源ということで解釈できるかというふうに思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 「区費」って書いてあるんならまだいいですよ、その答えで。地区費なんですよ。私は多分だから、この地区費というところ、私よくわからないんですが、その区費を納めたほかに地区費も取られてて、その地区費の中から納めてんじゃないかと思うんです。本郷地区なんか区費と地区費が両方入ってるんですよ、ですから。これ合わさって入っていると、そういうふうに見れるんですよ。区費だけだったら私も余り文句言うところなかったかもしれないんだけど、地区費まで入ってるんですよ。ですからこれは何だろうなと。左坂地区なんて1万2,316円ですよ、大変な負担ですよ。新しいの建ててもらったら、こ

んなにみんな負担していかなくてないのかっていったら、今度は集会場新しくしてもらわなくたっていいっていう話になってきますよ。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 今の本郷地区の例で出ましたので、その面でお答えしたいと思いますけれども、本郷地区、帰命院下支館とそれから反町支館、あと愛宕支館もございます。その中で、区で持っているのが水道料金と下水道料金と、それから電気料金は区で負担しております。そのほかは帰命院下のあの地域住民の方で負担しているということでございます。

それを入れますのが各地区にもございまして、手樽については名籠、三浦、それから左坂もございますけれども、それに関しましては、あくまでも地区で維持管理、負担金を納めているということでございます。同じく北小泉でありますと、北小泉コミュニティセンターもございますけれども、これに対しては区で負担しておりまして、あと中出山とか滝ノ沢、それについてはコミュニティーについては各地区で負担しているということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それは、だろうって、だからそういうことだろうって言ってるでしょ、私。だからそれは問題ないのかと言ってるんですよ。それはどういう名目で収入してるということになるんですかということなんですよ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それぞれの、先ほどから繰り返しになりますけれども、過去の経緯等があってこういう形になっているのかと思います。各地区からそれぞれ行政区に入って、行政区がその指定管理者として運営しているという形をとっているということでございますので、問題ないものというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 問題ないじゃなくて、それは何の収入に当たるのかということなんです。指定管理者が収入できるのは、一つは利用料金でしょ。それ以外ないんですよ、条例で収入できるのは。違いますか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、ですからその指定管理者の持っている自主財源という性格のものというふうに考えられると思います。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君）　じゃあ、区の方は、指定管理者になってますけれども、その予算を区の予算と一体だと、そういう考え方だということなんですか。区は区でしょ、指定管理者は指定管理者でしょ。それが、たまたま区がなっているというだけでね。私はそう思うんですよ。指定管理者だからといって、指定管理すべき施設に区費を区が簡単に投入していいという性格ではないと思うんですよ。今の理屈で言ったら、100%区でやったっていいっていう話になっていきますよ、町の方からは一切負担しなくてもいいという話になってきますよ。そうしましたら、どこで町の施設だというふうなことになっていくんですか、そういう考え方だと。確かに歴史的な流れはわかりますよ。しかし、いろいろあってそれぞれの地区や区で維持をするのが大変だと、そういうことがあってですね、それじゃあ町の施設として維持管理もしていきましょと、基本的な分についてはと。確かにそういうことで始まった条例ですよ。けれども、尾口議員にいつも言われるけれども、一たんこうやって条例できてしまえば、20年、30年たったら、いや町の施設でしょっていう話にしかないわけでしょ、もう。そのときに向かってこういう問題というのは、もう本当に整理しておかなくちゃいけない問題だと思うんですよ。そういうのが、この指定管理して3年ですか、たって、なおかつまだ問題としてほとんど解決されないで残っているわけでしょ、結局は。

いかがですか、区から出しなさいと言うなら、区費や町の施設に対して税金二重で出せるような話でしょ、結局。でしょ。町の施設が町で管理をしますよと、それは町の予算の中で一部見ると。その上で修繕費2万円を超える部分は見るけど、それ以下の部分は指定管理者が見なさいと、なおかつ、施設の維持に当たって足りない部分は指定管理じゃなくて区が出しなさいと。これは税金二重取りしてるような話じゃないの。じゃなかったら、利用料金を区民なり地区民に押しつけてるっていう話でしょ。じゃあ施設使わない人はどうなんですか。使っても使わなくても負担を求められているわけでしょ。左坂では1万2,316円も使っても使わなくても負担金を求められるわけですよ。それっておかしいと思いませんか。

○議長（櫻井公一君）　答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君）　同じ話になって申しわけないんですけども、経緯があってこういうふうになってるということが大前提でございます。現実の方に法なり条例の方がすり合っていないわけなんですよ。

しからば、じゃあ現実を条例の方にきっちり合わせますかという話にはなかなかならないので、そこのところは役場の方と、それから地元の方とお話し合いをしながら、何とかすり合わせるようにしていかなければならない。その作業が遅れたのではないかというふうなお話

なのかなというふうに思っております。

現実として遅れているというのはそうなので、これから、先ほど副町長も申しましたけれども、その辺の法的な整合性とかもとるようにしながらやっていきたいなと、できるだけ早い時期にやっていきたいなというふうに思っております。

ちなみに、ほかの自治体の例を見ても、なかなかこの地区集会施設と行政の所有物というんですか、そのところが難しくて、場所によっては極めてグレーな解決方法をとっているところがあったり、あとはすっかり地元にお任せしてある、どちらかなんですよ。松島町のようにすっかり指定管理者というのはなかなかお話としてはないので、ちょっと例もなくて勉強しづらかったという面もあるんで、その辺はご理解いただきたいと思うんですが、あわせて、先ほどのその地区住民と町民との関係についても述べさせていただきたいわけですが、けれども、本来的には町の施設ということであれば、これは町民ということが妥当なんですけど、ただ、これまでの経緯から申しまして、各地区地区でそれを持ってきたというふうな経過がありますので、その地区によっては、ほかの行政区の者にただで使わせるのは問題だというふうな話もあったりなんかするだろうと思うんです。ですから、その辺は各行政区の区長方とお話をしながら、町の施設なんでこういう趣旨でいかがですかというふうな話もしていくべきなのかなというふうに思っております。

また、助成の問題につきましても、確かにお話しのように1票の格差のような話が出ているわけなので、そのところはこれまでの経緯も踏まえ、そして町の施設であるというふうな条例上の位置づけもありますので、できるだけ町民の方が納得できるようなところに持っていくことが必要ではないかというふうに思っております、その趣旨から今後の検討課題というふうに副町長が答えたものでございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） なかなか集会場が難しいのは私もそうだなと思うんです。ただ、出された資料を含めて見させていただくと、本当にこの間こういう問題について検討してきたんだらうかと、見ていて腹がたってくるんですね。それでこういう質問をさせていただいてみると、こういうことなわけです。

言われることは私もわからないわけではないんですが、やはりこういう問題をしっかりとしていかないと、条例としてはもう町の施設になっちゃってるわけですから、そこを基本としてこのものを考えていくというふうにならないと、これは将来的にはまた混乱の問題につながっていかざるを得ないというふうに私は思うということを申し上げておきたいというふ

うに思います。

そうしますと、今町長から総括的にご答弁いただいたんですが、いわゆる都市部と周辺部ですね、ここでの1世帯当たりの格差というのは非常に大きいんですよ。237倍です、高城と左坂ではね、237倍も開きがあるわけですよ、1世帯当たりの負担が。そういうものを、1票の格差ではないんですが、やっぱり縮めていくという努力が必要だと思うんです。特に田舎の方は高齢世帯が多くなっている。そういう意味では収入が少なくてこういう負担をしているという形になっている部分か大きいのかなというふうにも思います。そういう意味では、やっぱり周辺部の集会施設等にはもっと手厚い考え方ということも必要なのかなという気がするんです。私は、全部均一でなくてもいいと思うんですよ。やっぱりこういう事情でこういうふうにしたという理屈があれば、十分に皆さんに納得してもらえるのかなというふうに思いますし、町の施設なわけですから、町がそういう立場で維持するということになれば解決できる問題ではないかと思いますので、特にそういう点についてどういうふうにご考えておられるのかということをお聞かせしていただきたいということと、それからもう一つ、今思い出したんですが、人件費を取っているところと取っていないところとありますね。これはそれぞれの管理者の考え方だとは思いますが、何か管理を任されていて、同じ立場にある人がですよ、金額はいずれあったにしても、それなりに人件費を見るのであれば見るというふうにしていかないとおかしいのかなというふうに思ったんですが、その2点だけで、あと終わりにします。

○議長（櫻井公一君） それでは、価格の格差。答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今後の進める方向という点では、先ほど申しましたけれども、各行政区とお話をしながら、より実態と、それからルール、すり合わせるように、そして一つ一つの項目が矛盾がないような、矛盾極小というふうになるような形で進めていきたいというふうに思っております。

また、人件費の点については、これもこれまでの経緯というのがありましてそういうふうになっていると判断しているわけですがけれども、これもちょっとすり合わないところの一つなのかなというふうに思っておりますので、これも含めて検討していきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、今野議員の質問の中で、副町長から指定管理した方が住民の利用がしやすいと、こういうような話が出たんですが、指定管理しないのと、どのような差

があるんですか。コミュニティセンターありますね、消防コミュニティセンター、あれは指定管理者しないわけでしょ。これでも利用に全く差がない、こういうふうに私は思うわけですが、これはいかがなものでしょうか。

それからもう一つ、町長の言葉で私はうんと気になるんですが、「条例と現実が違う」と今おっしゃられましたね。現実に関わなかったら、条例直すか何かしなきゃないんじゃないですか。条例は、もう憲法と同じ、松島町の憲法なんですよ。憲法なのに、それに違反してもいいんだと、執行者側であれば違反していいんだと。我々住民が「条例にこうあるんだげんともこいつおかしいんでないか」と言ったって、「条例にこうなってますよ」って、あなたたちは皆、否定をするでしょ、住民から言ったやつに、申請でも何でも。そして、執行者側は「条例と矛盾してたってしゃねんだ」と、こういうふうな言い方はおかしくないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私が申したのは、その条例の基本的な考え方とのすり合わない部分。それから、条例というのはルールでございますんで、必要最小限またはできるだけカバーできる範囲で決めているわけですが、条例を除いた部分もあるわけでございますので、そこは運用というものがございます。ですから、私は条例に違反して、尾口議員は違反するのかわからないのかというふうな論点しか見ない。ところが、実際には条例というのは現実すべてを説明するものではありませんので、その運用ということが、エリアが相当広い部分がありますので、その運用の範囲ということで余裕幅はあるというふうに思っております。

私は条例に違反するということを言っているわけではありません。その点は誤解のないようにしていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 指定管理について、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいまの尾口議員のご質問でございますが、指定管理した場合としなかった場合というお話でございました。指定管理しないということは役場直営ということでございますので、貸し出しに当たって役場に来ていただくとか、あるいは利用料の徴収に当たっては役場でそれを徴収するというような事態になろうかと思います。

したがって、指定管理者制度を導入して、地域の方々にそれを管理していただくということで、その方がメリットがあるという、そういう判断があったから、そういう導入をしたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 消防コミュニティセンター借りるときに役場に来ますか。副町長、わか

ってますか、それ。あそこに行って管理者から、あそこに管理している人がいるわけでありませんが、その人に言って「貸してください」と、こう言って取ってるんですよ、実際。全く変わらないんですよ。消防コミュニティセンターも何も、おたくら行って見ないからわかんないんですよ。いいですか、指定管理者と全く変わんないんですよ。あそこも幾らか人件費的なものをくれてんだと思うんですよ、町から委託を受けてんのかどうか分かりませんが、そういうふうにしてるんですよ。それ一つね、副町長ね。

それから、町長ね、条例は最小限のものなんだ、あとは運用だと。運用であれば運用を任せるんですよ、指定管理者に。そのときに「あんたたち、適当に何でもいいからやらいん」というふうなことは運用になりますか。条例で定めた範囲での以下のやつは、要綱や何かいっぱい作ってるでしょ、あなたたちは。そして、その要綱に縛られるわけでしょ。そうじゃないですか。だから私は全く条例どおりにやらなきゃ、条例に言ってんだければ、条例どおりにやらなきゃないんですよ。やれないんだら、この範囲はここですよというようなのが要綱なり規則なりでしょ。そういうふうなものがなくてやってるのはおかしくないですかと私は言ってるんです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ですから、必要なものは要綱に定めるところもありますし、ただ、要綱に定まってない部分、いろんなケース、場合が出ますから、そのときにどうするのかということで、区でお話し合いをしながら物事を決めていくということがあるわけなんです。

一般論として、法律がすべてだというふうにおっしゃいますけれども、法律がすべてであれば、弁護士も法律学者も要らないわけでありまして、そういったものをどういうふうに解釈していくのか、どういうふうに運用していくのかということがありますから、弁護士も法学者も商売になっているということがあるわけでございます。

○議長（櫻井公一君） そのことについて質疑ありますか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 要綱って、「住民に利害が及ぶから要綱を作った」って告示してるわけでしょ、いつでも。住民に直接利害が及ぶやつの中には要綱なり要領なりは告示して住民に知らせてるわけでしょ。要綱あるんですか、これの、そういうふうなもの。この集会施設の設置及び管理に関する条例に、その要綱ありますか。あるんなら出してくださいよ。ただ一方的に執行者がいいと、執行者がこいつでやってけると、自分ら方に合うようなやつを言ってるだけでしょ。そういうふうなところまであるんですか、要綱に。そこんところをお聞きしたい。

それから、副町長、回答ないんだけど……。

○議長（櫻井公一君） いや、後からさせます。

○9番（尾口慶悦君） 全く変わらないですよ。

○議長（櫻井公一君） それでは、要綱について答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 要綱があるかどうかという、まずご質問でございますが、これは条例に基づいての規則が存在しておりまして、それぞれの指定管理者との間では、資料としてお示ししているとおおり、協定書ということでここに結ぶということになっております。

それから、もう一つのご質問でございますけれども、集会施設の指定管理者制度の導入に当たってどのような考え方だったのかということで申し上げておりますので、より住民に便宜を図るためには、直営よりも指定管理者制度の方がより住民にとって使いやすい制度であるという判断をしたということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 同じことの繰り返しになるんだと思うんですが、今野議員の質問したのは、「この協定に基づいて協定してるんだけど、これではおかしいのがあるのではないですか」と、こう聞いてるわけです、町長ね。そのときにあなたは、「現実と条例というのは違うんだよ」と、「すりあわせして、制度をそのようにしていかなければならないんだよ」と、こういうふうに言ってるんですよ。だから、「その要綱があつて、そいづでしてんだけど、それがおかしいのではないか」と質問しているわけです。そうしたら「現実と合わないんだよ」と、こういうふうにあなたは言ってるわけですよ。これがおかしくないですかということをお聞きしてるの、今度。今野議員に言ったのは、「現実と条例というのは合わないよ」と、「合わないこともあるんだよ」というふうに言ってるわけでしょ、今、さっき。だから合わないのはおかしいのではないかと、私はね。そうしたら町長は今度は要綱だ何だよと。要綱というのは、行政側が一方的になにをするときには、条例にこうあるけれども、この範囲はここまでだよとかね、そういうふうなのが要綱で定めて、それを住民に知らしめるために告示をして、住民はそれで納得するわけでしょ。何もなくて、そいなのあるんだと、要綱でおれはやってんだと、になるのかどうか。

それから、今、私ね、指定管理者と何というのは言ってるんですが、私んところの裏にも西柳集会所あるんですよ、これ指定管理者にしてないんですよ。全く変わらない運用をしてるわけですよ。そうすると、指定管理者にしたからうんと使いやすいんだ、指定管理者にしないから使いづらいんだというふうなことは全くないわけですよ。全くないというふうと思

うんでありますが、副町長ね、今回最後の答弁になるのかもしれませんが、3月ね。はっきりそういうふうなことはね、間違ってたなら間違ってる、間違ってたとは言わないと思うんですが、そのやり方が必ずしも正しくなければ、これこそ「検討する」ではしないということだと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 指定管理者に関する今、質疑されておりますが、答弁とかみ合わないところもございますので、ここでちょっと休憩をとりたいと。議事進行上、ここで休憩をと、再開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） それでは、再開を11時10分といたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、先ほどの尾口議員のご質問にお答えしたいと思いますが、個々の施設のそれぞれお話がございました。お話ございましたが、今回、3年前に集会施設を指定管理者に指定するという指定管理者制度を導入するという、その目的としましては、先ほど申し上げましたとおり、地域の利用者の利便性を図るんだということとか、あるいは地域のコミュニティーを充実していくんだと、あるいはそれぞれの行政区において、指定管理者において、自主的・自立的にその管理運営をしていくと、そういうことからメリットがあるという判断をしたものでございますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ございますか。（「なし」のあり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより各議案について討論・採決に入ります。

それでは、議案第6号指定管理者の指定について、討論に入ります。

原案に反対の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。議案第6号から18号までということで一括で討論ということになるかとは思いますが、反対の討論ということにさせていただきたいと思っております。

私も賛成しようか反対しようか質疑終わるまで悩んでいたわけですが、もうやっぱりああい
う質問をして賛成と言うわけにもいかないかなと思ひまして、反対をさせていただくこと
にいたしました。

今回のこの指定管理者ですね、本郷のふれあいセンターも含めて追加される議案ということ
のようですが、含めて32の町の集会施設、これについての指定管理をお願いしたいと、こう
い議案になるわけでございますけれども、協定の中では2万円を超える修繕料のほかに、私
は少なくとも光熱水費の基本料金、それから合併浄化槽の汚泥の処理費、あるいは検査料、
こういうものについては町が見るようにすべきではないのかと、このように思っている次第
でございます。

残念ながら、そういった点についてしっかりと指定管理者なり区長さん方と話し合われたと
いうふうにはなかなか受け取れなかったというのもございました。ぜひ今後、こういう問題
についてよく話し合っていていただいて、本当に住民の皆さんが利用しやすい、そういう行政と
してのサービスができるような方策を考えていただければいいなと、このように思うわけで
ございます。

一般に民間の指定管理者であれば、赤字になる施設の管理などは受けるはずもないわけであ
ります。行政区だからということで区費の繰り入れを町が押しつけると、そういう形になっ
ていってはいけないのではないかなと思うわけであります。

先ほどもお話ししましたが、フットボールセンターなどは県のサッカー協会に無償貸与をし
ているほかにこれらの基本料金等について町が負担をしていると、こういう状況でございま
す。そういう意味でも住民サービスが優先をされるべきだと、このように思うわけでありま
す。

区費や地区費からの繰り入れは総額で247万円余りにもなっております。各地区・区の世帯
当たりの負担金は、最も少ない高城の1世帯当たりの負担金で52円、中出山、古浦、中通、
滝ノ沢の各地区では3,000円あるいは4,000円を超えております。左坂に至っては、世帯当
り1万2,316円と、こういう集会施設を維持するための負担をしなければならない状況となっ
ております。利用料金の設定の仕方が各施設3,000円を超えない範囲で任意で決められ、利用
料を徴収しないケースもあります。地区全体で負担し合うということでこの間の歴史的な経
過もあって進んできたということもあるかとは思いますが、地区の世帯が皆同じように集会
施設を使用しているわけではないと思います。その場合、負担だけが求められることにもつ
ながっていくのではないかと思います。指定管理者を指定する場合に、利用料の設定が適正

に行われているのかなどの点についてもしっかりと留意をして、指導もして、施設の適正な管理・維持ができるようにしていくべきだと思います。

その上で、集会施設の維持管理に当たって、1世帯当たりの負担金が最低の52円から最高で1万2,316円と237倍もの開きが出るような負担とならないよう、人口密集地と農村地域などの人口の少ない地域の格差をなくすような施策を講じるべきではないかということを申し上げて、反対の討論ということにさせていただきたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論ございますか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） それでは、賛成の立場で討論に参加いたします。

各地域の住民の考え方、そして各施設の管理者の意向もあるんだろうと思います。当局も区長さんとよく協議をしたということで理解を得ての提案だろうと思います。しかし、今回、この議会でいろんな質疑の中で出た問題等は、早急に改革をするように望んで賛成といたします。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第6号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第7号指定管理者の指定について、討論に入ります。

原案に反対の発言を許します。ありませんか。（「なし」の声あり）

他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第7号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第8号指定管理者の指定について、討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第8号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第9号指定管理者の指定について、討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第9号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第10号指定管理者の指定について、討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第10号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第11号指定管理者の指定について、討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第11号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第12号指定管理者の指定について、討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第12号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第13号指定管理者の指定について、討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第13号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第14号指定管理者の指定について、討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第14号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第15号指定管理者の指定について、討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第15号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第16号指定管理者の指定について、討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第16号指定管理者の指定については原案の

とおり可決されました。

議案第17号指定管理者の指定について、討論に入ります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第17号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

議案第18号指定管理者の指定について、討論に入ります。

討論参加ございますか。17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 17番小幡です。桜渡戸分館につきまして、分館規則によれば経費は補助金等をもって充てるという片方の規則がございまして、地区内で、ことしの区会におきましてこの件も話しされました。いろんな話が出たわけでございますけれども、実態については、今野議員なり尾口議員がおっしゃったようなことでございます。全部区費で賄うような格好になります。桜渡戸の場合は収入はほとんど見込めることはありません、議員の立会演説会とか、せいぜいそんな程度でございます。そんな中で、町からの先ほど不公平感も言われたけれども、ある一定の助成というか、そういうものが必要だなというふうに私もこの辺については、前のときも記憶しておりますけれども、ある程度の助成が必要だなと思っておりまして、このまま提出された内容を見ますと、ほとんど区費の中でやっていくという計画書でございまして、そういう意味で反対とさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第18号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第19号 町道の路線認定について

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第19号町道の路線認定についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ちょっとお聞きしたいんですが、質疑よりもですね、この路線いっぱい作るんですが、こういうふうに作らなければ町道の認定は不可能なのかどうか。町道城内3号線、4号線と接続しているわけでしょ、あと5号線、6号線と。これこういうふうに作らなければ町道の認定は難しいのか。私らも、町道何々線って言われて、何号線だのって言ったって、あんまりいっぱいあり過ぎるもんですから、わけわかんなくなるんだね。だから、これは不可能なんでしょうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 町道認定につきましては、起点・終点を決めるということになりますので、今回は1路線それぞれの路線をですね、何ていいますかね、例えば5号・6号線を一つにして1路線ということはできませんので、それぞれ分割して起点・終点を決めていくという形でございます。ですので、6路線で一応今回提案させていただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 議案第20号では、町道明神・新橋線は今まで終点がこちらに行ってたのが城内21になると。ここは町道でなくなるんですか。そういうふうなことから言ってどうなんですかって私聞いているわけです。

○議長（櫻井公一君） 町道認定についての見解を聞きます。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 20号の方については……。

○議長（櫻井公一君） 20号は20号でやります。

○建設課長（中西 傳君） 今、関連しての質問だと思いますので、それらにつきまして、変更の部分については、路線を一応廃止・認定という形の同時を変更するという形で、ちょっと図面見ていただければ、20号の資料になりますけれども、図面の方については、黄色い部分は廃止部分になるということでございます。赤の部分が新しく認定になるということで、これらも同じように議会の議決といたしましては起点・終点を議決をもらうという形になりますので、今回1路線として変更という形で、20号についてはそういった形になるということで、19号につきましては、先ほど言ったように、起点・終点を決めなければならないということが議会の議決をもらうという形になりますので、今回それらを議決をいただきたいということでご提案しているということでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑な

しと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第19号町道の路線認定については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第20号 町道の路線変更について

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第20号町道の路線変更についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） さっき20号と関連して答弁いただいたわけでありますが、そうすると黄色の部分は町道でなくなると、こういうふうに理解していいのかわかるかな。

それから、町道でなくなることによって交付税にも影響があるんでしょ、町道の認定路線が長ければ長いほど交付税で、今は来るかどうかわかりませんが、これを廃止したことによってどんな影響が出てくるんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 資料の黄色い部分になりますけれども、もともとの終点が明神三ー5ということで、黄色い部分が高城・桜渡戸線にぶつかったところということで、この区間が廃止という形で、それで一応赤の部分が約26メートルほど増えるという形で認定になるということでございます。

交付税につきましては、路線の延長、面積が増えますので、交付税は上がってくるという形になろうかと思えます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、これも、黄色の部分も町道の路線として定めておいてもいいんじゃないですか。これは廃止しなければならない理由は何なんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 黄色い部分につきましては、約半分ぐらいなんですけれども、公園、町道高城・桜渡戸線ということでかかっている分が、現地といたしましてこの部分につい

ては公園用地という形になりますので、町道としては認定はしないという考えで一応やっているというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、これは、道路法で言う道路の認定はなくなったから、町ではどうにでもできるんですか、この町道の認定さえしなければ、昔の赤道と言われるものの上にですね、公園になるから、そこんところどんどん使っていいんだと、建物建てても何してもいいんだと、道路でないんだというふうな考えになるんですか。道路の敷地は残っているわけでしょ、図面にも。旧赤道、古い「赤道、赤道」って私ら言ってるんですが、今は全く関係なくなって道路になっているんだと思うんですが、それは町が自由に、勝手に処分も何もできるんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ちょっと見にくいかもしれませんが、黄色の部分の半分になりますけれども、その部分は一応公園用地と、都市計画上とといいますか、区画整理でここをやっているんですけれども、半分为高城・桜渡戸線に面した方の黄色い部分につきましては公園用地ということで位置づけされておりますもので、公園用地以外は使用できないという形になります。それから、残り半分につきましては、公衆用道路という形になりますので、そういった形で管理をしていくという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、何ですか、区画整理でこいつ1回道路廃止して、そして公園というふうにしてしまったと、こういうふうに理解していいんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第20号町道の路線変更については原案のと

おり可決されました。

日程第18 議案第21号 平成22年度松島町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第21号平成22年度松島町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それでは、ずっと長いものですから一つずつお聞きしていきます。

9ページ、企画費の景観保持事業の補助金ですか、9ページですね、整備事業補助。当初で100万円見てたように私らは聞いているわけでありましたが、そして説明では2件ありましたと、こういうふうにお聞きをしたような気がするわけでありましたが、今回、1件だめになったと、こういうふうなことでございますが、101万8,000円ですか、この減額になっているわけでありましたが、そうすると1件は50万なら50万だけれども、あとのやつは、もう1件はしたんだけれども少ないということなのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたい。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

当初予算で、その前年度から申込み希望されている方がお一人いらっしゃったということで、100万円の方を当初予算に計上させていただきました。その後、今年度中にやりたいという方が、希望者が出てまいりまして、6月補正で90万ほど計上させていただきました。それで、その方、ことしになってから希望された方につきましては、実績が88万2,000円で補助金支出を行っております。それで、取りやめになったという方は、昨年希望されてた方が個人の事情で取り下げになったということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これは、そうすると当初のやつは、100万円というのは当初の人だけれども、その当初の人がしなくなったと、こいなことですか。（「はい」の声あり）

それでは、10ページ、賦課徴収費の固定資産評価における標準宅地の鑑定評価委託料530万円、これは、どういうふうにして、いつ減額になったのかですね。3月になってきますと、余ったのそのまま残してしまうと。先に契約したとおりにやって終われば、その金を年度内に使えるわけです。予算は単年度収支なものですから、継続でないわけです、単年度で使いましょと、こういうふうに言ってるわけでありますから、そうすると500万余れば500万別

なところに使えるよと、地域活性化なりなんなりに使えるよと、こういうふうになると思う
んでありますが、これはどんなもんだったんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） いつかということですが、説明の中にその他ということでも
つけさせていただきました。固定資産税の評価に係る業務一連、執行残等々がありまして、
それらによって今回530万減らさせていただきました。

その中で特に今回あったこの評価ですね、事前修正に関するもの等々になるわけですが、
鑑定評価等々になるわけですが、これについて114カ所、当初、当初というか、
やらせていただいておりますが、その分の鑑定評価の分がもう1カ所当たりかなり、1万
4,000円台、1万5,000円ぐらいで済んだということで、多くの不用が出たと。

そういう中で、業務ですのでほかのものにも使えたんじゃないかというお話ですが、
ここの付加に関しては固定資産税等々に係る業務ということで、ある程度限られたところ
であります。当初から予定していたところは予算化させていただいております。ちょっと
コウヒツとか何かは普通の委託とちょっと違うところの要素もありますので、当初からそれ
だけの項目は予算に計上させていただいたということで、今回、この鑑定評価を含めまして
精査をさせていただいたというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私、その使えるというのは、この中でね、この委託料で使えると言っ
てるんでないんですよ。いつ、だから確定したのか、減額して、そして別な方に使うというこ
とは可能なわけでしょ。松島町の予算として財務課が持つわけですから、500万もあっ
たら、大変な事業ができるのではないかと。「金ない、金ない」って言ってるわけですよ。金
余ってるんですよ、こうやって。だから、いつ終わったんですかと、契約したのがね、それ
を聞いているんですよ。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 日付の、各業務の最後、これちょっと確認させてください。いろん
な業務がありましたので、一番最後の業務の精査になりますので、ここの日付について確認
させていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そこは確認でいいんですが、鑑定評価は1件ここ先だよ、ここ後だよ
というんでないんですよ。松島町のなにを評価するわけですから、業者さんを決めて鑑定を

委託するわけでしょ、入札か何かでわかりませんが、鑑定士にですね。そのときは鑑定士に委託してしまったら終わりなんです。建設工事のように、後から掘削してみたら、岩だと思ってたのが土石だとかね、そいなのないわけでしょ。1件何ぼとしてしたら終わりでしょ。そうしたら、そういうふうななにが可能だったのではないかと、こういうふうなことなんです。後から、いつ終わったのかというようなことはいいんですが、そういうふうなことだと思っんですよ。だから、そういうふうなことは500万も余ったら何ぼでも使えるのではないかと。町長、その点数になるんでないかと。町長、余裕があるんでしょうけれども。そういうふうなことだと私は思っているわけですよ。そこは、では後からご回答をいただくと。

それから、11ページですか、老人福祉費の需用費で133万3,000円減と。当初で384万7,000円しかとってないんです。こいづも30%ぐらいになるんですか、消耗品ね、消耗品ですよ。そうすると、どんな計画だったんだろうなというふうなことでお聞きするわけであります。約30%ですよ、それが減額になるんですよ。いつ、これもそういうふうなことがはっきり、消耗品ですから、2月の末だと言え2月の末になるんでしょうけれども、その辺もちょっとお聞きしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 先ほどの質問の中で鑑定評価のお話をメインにお話しされましたけれども、説明の中でその他もありますよということで、日付が一番最後のやつがどこかという話になるのでちょっと調べさせていただきたいということなんですけれども、業務としては全部で10業務ぐらいあります。これらを全部精算させていただいて、今回させていただいた。なお、その中で一番額として大きいところをメインとして説明書きにさせていただいたということでもあります。

あともう一つ、そういうことですので、時期的に今の時期に精算をさせていただいたということになります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 老人福祉費の需用費の消耗品でございますけれども、これにつきましては、9月開催しております敬老会の記念品でございます。今回、入札によりまして、その差金が出た関係で今回減額したところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、その敬老会終わってからしばらくになるわけでしょ。こういうふうなものも含めて私は予算措置に問題があるのではないかなと思っているわけですよ。1

年で使いやすい金をどんどん使って、地域の経済発展なりなんなりにしていかなければならない、これが行政の仕事だと思うんですよ。

それから、さっきの財務課長の話であります、委託料というのは2月だの3月に委託するわけでないでしょ。税務課の委託はほとんど先でしょ。先にしなかったら、その年に委託したの有効に活用できないわけですよ、ほかのものと違って。そうだとすれば、税務についてはほとんど早くできてるのではないかと。そして変更というのはあり得ないんですよ、税務は。私も長く税にいたんでわかるわけですが、税で、やってみたらばもっと増えたとか、もっと減ったとかというものはないわけですよ。そうすると、そのまま最終になると、こういうふうなものなんだと思うんですが、今、大橋町長になったらそいなふうになったのかどうか、その辺はわかりませんが、そういうふうにしなければならないのではないかと。

それから、老人福祉費の消耗品であります、敬老祝金も減額になってるんですよ。こいつも、敬老祝金というのは当初にわかるわけでしょ、敬老者何人あるかというのは。その近くになってから亡くなってしまった人がいっぱいいたと、こいなことでない限りは敬老祝金についても大体予算どおりにいくと、こいなことになるのではないかと私は思うわけですが、それはどうだったのかというふうなことでお聞きしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） それでは、敬老祝金については、答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 敬老祝金でございますけれども、99歳、いわゆる白寿の方に関しては10万円ということで、当初におきまして8人計上しておりましたけれども、最終的には7名で1名の減。それから、88歳の米寿の方、5万円ですけれども、当初におきまして89人計上しておりましたけれども、最終的には78名で11名の減となる見込みから今回減額したものでございます。

この減額となった数字におきましては、今、尾口議員おっしゃったとおり、死亡等により減額になったものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、12ページです。児童措置費、子ども手当、こいづも額決まってるわけでしょ、児童措置費も。ただ、提案理由では実績で減額したと、こういうふうになってるわけですが、当初予算のときは実績を見込まないのかと。子どもいっぱい出るかと思っただけで出なかったというわけではないわけでしょ。町内から松島住みにくいというんで転出したのはあるかもしれませんが、それ以外はないわけでしょ。そうすると、こういうふうなのが簡単に減額になっていいのかなと、実績だけなのかなと、当初の計画はこうだ

ったんで、だけれども、実際にはこうなりましたと、こういうふうなのが実績というんでないのかなと思うわけですが、いかがなものでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 子ども手当の減額でございますけれども、子ども手当におきましては、公務員においてはそれぞれの期間、国・地方で支給されております。当初予算では、対象年齢となる子どもを1,600人と見ておりました。それ以外で、公務員以外の方の子どもさんは9割いると見てましたけれども、実際のところは公務員の子どもさんが88人ほど多かった関係で今回減額したわけでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、何ですか、当初の見込みのときにはそういうふうなことを計算に入れてなかったと、こういうふうなことで理解していいのかどうか。

それから、予防費であります、13ページですか、母子も同じであります、健康診査委託料、これが減額なんです、これも実績だと思うんですが、受診率が極めて低いわけですよ。国民健康保険で特定のときでも申し上げます、極めて低い。そうすると、毎年やってるから、ただ通知出してやればいいんだ、あと来ないからしゃねんだと、これだけなんでないのかなと、こういうふうに思っているわけですよ。どうなんですか、実質一生懸命になって啓蒙して、そしてそれでもならなかったと、こういうふうなのかどうか。健康保険のは後から言いますんで、どうなのかと、ここをお聞きしておきたいわけです。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 予防費の委託料の健康診査料の減額でございますけれども、これにつきましては、22年度におきましては、健診業務の事業所を2社ほどプロポーザルで選定いたしまして、そういう関係で、それぞれの検査項目におきまして単価が安くなったのがまず原因でございます。

それから、受診率につきましてはなんですけれども、例えば成年健康診査については、前年度より2名ほど減で306人受診しております。それから、後になりますけれども、特定健康診査、いわゆる国民健康保険の会計の関係でございますけれども、これにつきましては、前年度より86名増で1,596人、それから後期高齢者の対象となりますおたっしや健診につきましては、前年度より102名の550人が受診しております。今回の減額につきましては、主にはそれぞれの検査項目の単価が安かったことが理由でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、財務課長に行くんですよ。健診というのは早く終わったわけでしょう。そして3月まで投げてて、3月に400万も500万も、これも400何万でしょ、二つ混ぜたら。これらは使えるんですよ。町長は23年度の当初予算の説明で、「財調、おれいっぱいにためたよと、過去最高だよ」と言ってるわけですよ。使わなければたまるんですよ、財調なんというのは。いいですか、使って、そして地域の発展のために使う、これが行政の仕事なんですよ。こうやって皆残して、そして当初予算で見たやつ、ああ通知出しました、さっぱり来ないから実績で減額しましたと、3月に。これはおかしくないですか。財務課長の力なんですよ。本当に立派な財務課長さんがおられるわけですから、こういうふうな予算の組み方は私はおかしいのではないかなと常々何回も私は言ってきたんですよ。3月まで投げてて、3月になったら、使わなかったら残すんだと。これは当たり前ですよ、使わないんだから残るのは。だから、年度内というのは、予算というのは単年度で収支するんだよと、ことし町長がやると言ったのは皆やるんだよと、こいなことだと思うんです。それで、やってもやっても残ったと、さっきの委託料のようなやつは委託料では使えないわけですよ。そうすると、予算の組み替えをして何千万残ったよと言うのであれば、何千万値したらいいんでないですか、仕事を。これが町長の行政能力だと思っているんです、私は。どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 町長の全体的なお話かなというふうに思いますんで答えさせていただきます。

単年度単年度の事業ということでありますんで、原則としては、その年度で余剰が出た場合には、その年度で当初は考えていてできなかったようなものをするというのはある話でありまして、合理性のある話というふうに思っております。その点で私も今のお考えに全く反対するわけではございません。

ただ、その年その年ですべて使ってしまったって果たしていいのかと、そして財調が今の金額で大丈夫なのかというところも考えながら、物によってためるものはため、そして余剰の分でもっと事業を進めるものは進めると、そういうふうな対応を常々首長としては判断しながらやらせていただいているわけでございます。

ほかの住民の方とお話をするときにも、「余すぐらいだったら皆使えや」というふうなお話はもらうわけですがけれども、今の財調で果たして災害時に対応できるのか、また、今後、大きな額でいろんなものを整備しなければならないということのためにも、ある一定の額については貯金はためていった方が妥当であるというふうに判断をして、ためさせていただいて

いることでございます。

ですから、当然、町民の方から税金をいただいて、それを使って何ぼというのが行政の仕事ではございますけれども、何が何でも起債でというふうな時代ではございませんので、自主財源もないと大きな事業ができないと。今、皆様方もご存じでしょうけれども、懸案がいろいろあります、お金がかかるものもあります。そういったもののにらみというものもありますので、その年度その年度についてはケース・バイ・ケースで対応させていただいているということでございますので、ご理解いただければなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 町長、答弁に町長なったと思ってるんだと思うんですが、当初予算でこれをやりますってやってるんですよ、これをやりますと。「やります」と言ったら、やらなければならないんです。「事業もこれやります」と、「健康診査もさせます」と言ったら、そいづを本気になってやらなきゃいけないわけです。ただ通知出したって、来ないから残った。さあ財調積んだの何が悪いんだというようなことでなしに、まず、町長ね、私ら使うと言ったから予算を議決してるんですよ。でなかったら、町長言うようなんだらば、最初から財調何ぼと積み立てをして、そして減額をして、本気になってそのものを使ったらいいんじゃないですか。ただ最後に余ったから財調積み立てしているわけでしょ、こいづ。そういうことになるんですよ、財調はね。

○議長（櫻井公一君） 答弁求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 論理のすりかえがあったように思うんですけれども、私どもは、当初予算でこれこれの事業をこれこれでやるというふうに言ったものについては、基本的にやるわけです。ただ、ある一定の幅が見込めるものについては、お金が足りなくてできなかったということにならないように、ある一定の額、安全率を見ながら組ませていただいております。当初お約束したことができてなくて貯金ができただけではないんです。当初お約束したことはすべてやって、原則その幅がありますんでできなかったところもありますけれども、やっての上に余っているということでございますので、これは誤解のないようにしていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） では、水かけ論になるんですが、財務の委託料にしろ、あとは健康診査にしろ、まだまだ、何十%って、50%割ってるんですよ、皆。国保で後から言うかと思ってたんですが、成人健康診査なんか19%になるっていうんですよ。それやったことになるのか

どうかと、私はね。だから、使いやすい金があるんだければ、科目変更、当然予算で減額をするのもある、増額もするのがある、ある金を有効に使って町民のためにしなければならないのではないかと私は言ってるわけですよ。だから、素直にそいづがそうだということであれば「そうだ」と言ってもらえばいいんで、「おれ、やるくらいやったんだ」って、やってないのあるわけです、だから。だから申し上げているんで、それは回答要りません。

それから、14ページ、労働費の委託料、おもてなし向上推進事業（重点分野雇用創出事業）なんです。これは、観光に力を入れる町長としては、1,193万1,000円入れてるわけです、当初でね。それでこんなに余るわけですよ。これはどうだったのかと。100%国費ですか、これ、460万2,000円減額してますから。これは使えないのかと、これも。国に返すわけですよ、使わないからというんで。本気になって本当に1,100何万の予算とったやつで、皆使えなくて、こんで返してやっていいのだと、100%この事業が重点分野の雇用創造事業に使っても余ったんだと、こういうふうなことなのかどうかお聞きしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） それでは、尾口議員の質疑継続中でございますが、ここで議事進行上、休憩をとりたいと思います。昼食休憩といたします。再開を13時といたします。

午前11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

尾口慶悦議員の質疑に対する答弁を求めます。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） それでは、おもてなし向上推進事業の委託料につきましてご説明申し上げます。

接客のプロであるホテルでの就業を通しまして、社会人として身につけておくべき言葉づかいや気配りなどを習得し、観光地・松島のおもてなし向上を図る目的で、ホテル2社で5名の雇用を予算計上いたしましたが、1社におきましては、3名を雇用する予定でしたが2名しか応募がなかったわけでございまして、その後もハローワーク等で募集に努めましたが、応募がなかった現状でございます。もう一社につきましても、2名の雇用をいたしましたが、途中退職し、その後も募集に努めたが応募がなかったので、契約期間も10月31日に変更して事業を終了したわけでございますが、ホテルの雇用ということで勤務時間が不規則で、しかも全寮制というのが退職の原因とも考えられましたので、ホテルから町でも観光施設に絞りまして、その後、11月から3社におきまして4名の雇用ということで再契約いたしましたが、

なおかつ460万不用額が残ったわけですが、この額につきましても、実績報告に基づきまして23年度に追加配分される予定でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） これも、だから、そういうふうな事情が出てきたら、すぐに対応できる……、その会社、宿泊でなくたっていいというようなことだって後からまたやったというふうなことでありますから。これは国から来てね、重点、観光で飯食うと言ってるんですよ、三つの柱の一つに観光があるんですよ。こいづなののに、119万3,000円の予算で460万もカットして返さなきゃないと、こんなばかな話ありますか。観光なんか3本柱にする必要ないんですよ、松島は観光で食っていくんだって言ってるわけだから。そして1,100万円も、これも国の重点分野雇用創造事業、こういうふうなことで100%出して、国は観光事業を推し進めますよと言ってる。そのときに、要らないからって返してやる。また23年度も、今言ったように23年度の予算にもあるわけですよ。こんなだらしのない予算の使い方はないと思うんです、私は。今言ったのはわかるんですよ、最初から、予算のときには宿泊施設への委託だけれどもホテル名決まっていなくて、こう言ってるわけですよ、当初予算でね。課長らの説明、そういうふうなんですよ。だから、そういうふうなのはちゃんとして、そして、してなかったら町も一緒になって募集もしてやるとか、こういうふうなことをしないと。ただ一般的に旅館で募集したんだ、旅館だら、時間長いから来ないと。町で募集してみなさいよ、何ぼでも来るんだから、逆にね。そしてホテルと契約してもいいのではないかなと、こう思うわけですが、この取り組み方もだから極めて消極的だと言わざるを得ないと思うんです。40%近くですべ、1,190万のうちの約500万円ですから。こういうふうなことはおかしいだろうと。今、決算になってからおかしいと言ったってどうにもならないわけだけれども、だからそういうふうなものはっきりして、本気になってやるんだと、こういうふうなことになっていかなければならなかったのではないかなというふうに思いますが、その反省の弁はないですか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ただいま阿部課長がお答え申し上げましたが、我々としては、ホテル業界を対象として努力して公募したわけです。それで、その募集の仕方は、ホテルがやったのではなくて、ハローワークでそれを募集をかけてるわけです。なおかつ町のホームページからも募集をかけてるわけで、メインはハローワークでございますんで、ハローワークに来た方々でそれをごらんになって、それでそれに応募をしていただいた。それにもかかわらず、そのホテルはやはり、後から検討した結果、全寮制とか勤務時間の長さとか、そういうこと

で応募者が少なかったということで、ホテルからそういった別な観光施設の方に変更したということで、我々としては黙って見てたわけではなく、そうやってニーズに合うように事業内容を変更したということでございますので、ご指摘は当たらないのではないかと考えております。

やむを得ず、それに、結局結果としてはこちらで予定した人数が集まらなかったということでの減額でございます。減額した分は、23年度にそれが回ってくるということでございますので、若干ご指摘は違ってるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） これだけでなしに、ハローワークで皆やってるんですよ、国から来る補助は。そのときも観光協会なりなんなりに相談に来た人をハローワークで「あっちに行ってお手続してください」と、こういうふうなことでやってるんですよ。今、西村副町長はそういうふうに言ったけれどもね。だから、町なりなんなり関与してやればやれるのはあるわけですよ。行きたいと言っても、別な人のところでなきゃだめだと言ってカットしたりしてるんですよ、観光協会でも。それはおたくらはわかんないんだと思うんですよ。その情報も入ってこないとおたくらさ。私らには入ってくるんですよ。そして、ハローワークに行きなさいと、そうすればハローワークでいいと言えど、こいなことなんですよ。だから、こうやって変更できるのであれば、最初から募集してもなかったと言うなら、そのとき変更すればできたんじゃないかと言うの。最後になって400何万余ったのは来年組み入れられるんだって。ことしの重点施策なんですよ。だからそういうふうな努力を本気になってしなければならんではなかったのかと、こういうふうな私は質問をしているわけです。この3月になってから、今からしなきゃないんだよなんて言ったって、3月31日で切れるわけでありまして、そういうふうにはならないと思うんですが、来年23年度も同じようなことを繰り返さないようにするために私は質問してるんです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） こちらでお話しした内容がご理解いただいてないのかなと思うんですが、基本的にこれは緊急雇用の事業でございますので、ハローワークでそれは受け付けた方で対象となるという事業でございます。ですので、その観光協会に来た方がハローワークだって言われたのは、詳しい内容は私は把握してないのでお話はちょっと詳しくはできませんけれども、基本的にはハローワークで受け付けて、それによって失業者を、失業者向けの対策ということでございますので、結果的に、ですから途中で応募者が少ないというこ

とがあったので、ホテルから観光施設にかえたということで、臨機応変に我々としては努力したということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　　9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君）　　だから、ハローワークに行ってするんですよ。町の事業ですから、町の広報なりなんなりに上げてね、上げたんですか、町の広報に。そしてなかったんですか、完全に。そういうふうな手続をすべきだったのではないかと思うわけではありますが、次に行きます。

それから、14ページです、これも14ページですね。地産地消ですか、農業振興費64万4,000円の減額。これも緊急雇用創出事業として町は積極的に取り組むんだと、こういうわけで当初予算に計上したわけです。去年は遊休地実態調査委託というふうなことで説明あって、決算では68万9,000円ずつ、62万7,000円使いましたよと、去年のやつは出てるわけですが、ことは64万4,000円して、全額減額ですか。これはどんな内容だったのか説明にもないんですよ。私らは予算議決するときには、町長の説明があって、これならやりなさいと、こういうふうなことで議会では議決を経たからあなたたちはやれるんですよ。そして何もやらないで、わかんなければ、あいつらわかんなかったんだと、ただ足ししたと、こういうふうなことで笑ってんではないと思うんですが、64万4,000円ね、これでやりますよって予算計上してるんですよ。私らは、ならやりなさいと、こういうようなことで議決をしたんだと思うんですが、これはどうなったんですか。

○議長（櫻井公一君）　　阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君）　この賃金につきましては、正職員を農林水産班に1名増員していただいた関係上、不用となりまして、今回おろすわけでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君）　　9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君）　　64万4,000円もした、1名増員した。増員しなくたってよかったんでない、64万4,000円使ってしたら。その分税務班にでもやって、滞納整理室なりにやって滞納整理でもしたら、町長、また仕事できて、おれは大したもんだって大きく威勢を張れるやつなんですよ。予算ではとったは、さあ正式な職員1名来たから要らなかったんだと。要らなかったら、最初から減額して別な方に回されないんですか。

○議長（櫻井公一君）　　阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君）　地産地消につきましては、町でも重点的に取り組んでいる事業でございましたから、それで予算を要求しておりました。そして、なおかつその重要性から

職員を配置していただきましたので、今回あとその職員で対応いたしましたので補正で減額するわけですが、その途中につきましては、あと別な事業に切りかえると、この事業につきましてはなかったものですから、今の時期の減額となりました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） なかったって、事業はやればあるんでしょ。23年度はないんですか、こういうふうな事業は。22年度はなくて、23年度出てくるというのはないんですか、そういうのは。だから予算のときにそういうふうな重点事項だよって説明してるわけですよ。そいづが全然使わないで、そして何も説明がなくて減額をすると。議員たちはばかだと思ってるんですか。説明は、こいづでこういうふうな仕事しますよっておたくの方で説明してるんだ、私らに。そして私らは、それならいいと、やりなさいと、こういうふうなことで議決をしてるんですよ。そいづが補正の減額の説明も何もないと、なくて使わなかったんだと、正職員来たんだから要らなかったんだと。こんでは予算審議、私らは何をすればいいんですか。あなたが議員になれば、ああ、んだな、わかったなと、こいなことになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 議員ご指摘でございますが、当初、予算を計上した段階では臨時職員という想定をしていたものでございます。年度に入りまして、どうしてもその正職ということでございまして、正職員をそこに配置したということでございます。結果として減額を今行ったということにつきましては、大変申しわけなかったなと、途中でご説明すべきであったなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 今後って言ったって、副町長に今後って聞くのもなんですからやめますが、そういうふうな取り扱いは職員が十分考えて対応しないと、予算というのは適当なものだ、というふうに評価されてもやむを得なくなるんですよ。その辺は十分理解をしていただきたい。

それから、15ページ。ずっとあるので申しわけないんですが、林業費の里山エリア再生事業。これは根廻民有地30ヘクタールをすると、201万4,000円を計上したと。今回111万4,000円の減と。これもどんな内容なんですか。「する」と言った事業ができなかったのか、どんな内容なのかお知らせをいただきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 里山エリア再生事業につきましては、平成20年度から22年度ま

での3カ年計画で90ヘクタールを予定してございます。22年度につきましては、国の事業仕分けにより廃止されまして、今年度につきましては、国の繰り越し分において実施したわけでありまして、実施面積が30ヘクタール予定が11ヘクタールになったために減額するものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、30ヘクタール見てたけれども、国から30ヘクタールではだめだと、こういうふうなことですか。30ヘクタール見てたんだければ30ヘクタールの予算を組んだわけですから、あとの残ったのはされないと、してだめだと、こういうふうなことですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 国の予算で11ヘクタール分だけしか見られなかったと。それで、あと残りの部分につきましても、あと町内におきましても、初原、桜渡戸地区がまだ森林未整備で残っておりますので、今後改めまして林業の施行計画を作成しながら、その中で里山事業的なものを取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、平成22年度では、そういうようなことは事業変更か何かでできなかったんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） そのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、商工振興です。中小企業振興資金融資等保証料補給事業補助金194万円と、こうなっているんですが、これは保証料が安くなったから負担金も安くなったと、こういうふうなことですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 保証料の補給金につきましては、件数は昨年と比較して1件の減ではございますが、融資額が2,615万減ってございます。あと融資期間につきましても、平均で返済期間が24カ月減ってるものですから、その分で保証料は低くなります。なおかつ、国の方でセーフティーネット、原油原材料価格高騰対応等の緊急補償制度が今月まで実施されます、時限措置として。それにつきましては、限度額が8,000万円を無担保で借りられると、そしてなおかつ保証期間が10年以内で2年以内の据え置きということもございまして、金融機関でも責任共有制度がないことから、利用件数が増えているということが現状でございま

す。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） その内容はいいんですが、だからこの減額になった。減額になったのはこのごろでないでしょ。そういうふうなものになれば、これも減額する必要があったのではないかと、3 月でなくですね。これはどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 上期につきましては10月に請求が来ます。下期につきましては2月に各額が確定しますので、その関係上、3 月補正となったわけでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 10月と2月と。2月に下期のやつが来た、それまでは減額する必要がないと見てたんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 借入額と融資返済期間によりますから、その関係上、これほどまで落ちるとは見ておりませんでした。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 振興資金というのは町を通すわけでしょ。だから下期にその通知が来る来ないにかかわらず、町を通すわけですから、町でわかるわけでしょ。ほかでやってんならば2月に通知来るまでわかんなかったというのはわかるわけですよ。私はその商工観光を直接担当したことないんでわかりませんが、町が融資の対象にしてね、町がしてんのに、2月まで来ないからわかんないというのはないわけでしょ。利子もわかるべし、利子わかれば利子補給の額もわかるわけですよ。そうすると、こんなぶざまな予算を組む必要がないのではないかなと、こう思うわけですが。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 2月に請求来ましても、2月分と3月分につきましては3月末に来ますので、今現在、今からでも申し込みされれば、ことしの保証料補給になりますから、その関係上、様子を見ていたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 今からでもって、今からして増えてきたらどうするんですか。専決ですか、専決で補正するんですか、今から増えてきたら。だから、それと同じことなんですよ。

見込みでするわけでしょ、実際は。そうしたら同じことなんですよ。今ないって言って、あしたにもし来たらば、どんどんどん出さなきゃないって言うんなら、どうするんですか。専決しかないんですよ、今度ここで減らしてしまったら。そういうことだと思うんで、十分これらも考えてしないと、金融機関と同じような考えを持たなきゃないんですよ、産業観光課の担当はですよ。そういうふうなことになるまいと。だから公務員が改革をしなきゃだめだと、こう言ってるわけですよ。今までやってきたから、そのままいい、余ったらば減額するんだ、足らなくなったら補正するんだ、3月議会終わった後ならば専決するんだと、これではだめなわけですよ。そういうようなことを頭に入れながらやってほしいと。これは要望にしておきます。

それから、16ページ。町内の道路新設改良費、町道内町線外支障電柱移転補償金。民有地に入らなくなったということで、図面はいただきました。この事業は、ずっと前から計画あるわけでしょ。この計画はずっとあって、補助事業も決まってる。そして来てね、町長は私の質問に「内町線のなには滞在型観光のためにここをやるんだ」と言ったんです。そんなばかな話あるのかって私は質問してるんですよ。あんなところで滞在型になるのかというふうなことを質問してるんですが、これもだれが何回ぐらい行ってるんですか、この交渉に。担当課長だけですか、町長も行かれてるんですか。こんなに観光・松島として重要ななにはないわけですよ。あそこね、1回作ったら作らんないわけですよ、補助金も何もね。町長も副町長も行ってるんですか。そのところをまず一番最初に。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 建設課の方で説明会を開きまして、担当と私と交渉に当たってきました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、こういうのは町の姿勢なんだから、寺町構想の一環として町でやってるのに、町長も副町長も行かない。道路に面した方の所有者は町にえらく協力的な人なんです。松島駅前の駐輪場についても所有者が応じてもらった、初原の、今は駐在さん亡くなったんですが、あそこもその人の所有であると。こういうわけで町には積極的な、あとは垣ノ内の道路を拡幅するときも町に協力してもらった。今、観光として一番必要なところだから補助事業を取り入れながらやっていってるわけでしょ。担当行っただけだめなんだからいいやと、道路さ入れていいやと、こんなことではおかしくないですか。観光を語れますか、これで。と思うんですが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、内町線が滞在型観光に直結するというふうに言った覚えは私はございませんので、その辺は誤解があるんじゃないかなというふうに思います。

あと、「滞在型観光を充実する」というふうには言っております。また、あと「内町線の整備が松島の観光の一つの目玉である」、これも言っております。ですから、今事業として進めたわけでございます。

あとは、町長も行ったらよかったのではないかというお話でございますが、役場の中では当然町長も含めて役割分担というものがございます。その中で、役場はいっぱい仕事を抱えていますから、町長もおのれに課せられた業務をやり、職員も業務をやり、そういうふうな仕分けになっております。

しからば、町長は絶対行かないのかというと、それはそういうことではありませんで、物によっては可能性はあるというふうにお答えしたいと思います。

今回の事例ですけれども、まず、景観上は、電力柱ないしはN T T柱、ない方が望ましいということでございまして、しからばどういうふうな方法があるのかというと、地中化する方法、それから裏宅地を回す方法、また、表側の宅地を回す方法というふうな方法が考えられるわけですが、地下化については技術的にはちょっと難しい、難しいというよりも、地下化をしたときにはかえって障害が発生するというようなことがありまして、地下化でない方法をとったと。裏宅地を回そうかなというふうに思ったんですが、これだと電力側、そしてN T T側の方でそれはぐあい悪いよというふうなことがありましたんで、それではということで、表側の宅地を借りて電力柱、N T T柱、それに共架させるかということだったわけですが、これもデザイン的には余り、地中化とか裏宅地と比べると、公共側の道路側に入れるのとそれから表側の道路境界ぎりぎりに入れるのとでは余り効果的には変わらないのかなというふうなこともありました。また、全体として見れば、その柱の数も減らすことができますので、あとはどういうふうに見え方を考えていくのかとか、歩行上または車両の通過上できるだけ障害にならないで済むようにするのかと、そういった配慮が必要なケースでございました。ですから、そのときに宅地側に50センチぐらい電力柱、N T T柱を動かすために、町長が出ばっていくのかというと、そこところは担当のレベルでお願いはし、そして、また民地の所有者側にも地区の事情とか隣近所のおつき合いの面とかいろいろありますことから、余り強引な進め方というののもいかなものかなというふうに判断して、担当と私の方で話をし、今のレベルというか今の状況にしたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 強引ということではなしに、話し合いするときには話の仕方があるわけですよ。私みたいな行っているのと町長が行って話しするのは話が全然違うんですよ。そういうことも考えなければならないと思うんですよ。観光・松島でこういうふうなものを作るんだって、ずっと前から計画あるんですよ、寺町構想の中に。そうしたときに、大丈夫だと、まず。こんなことで予算とって、ああだめだったからこっちだよと、これはないと思うんですよ、町長。3本柱の一つですから、私何回も言うんですが。そうしたときに、町長なり副町長が何回も行って、何回も行って説得に応じるときもあるんですよ。何回行ってもだめなときもあります、確かに。だけれども、係のことやってだめだから、ほんでは別な方法をやれやと、これはないと思うんですよ、町長ね。だから、そういうふうな政治姿勢で進まれたんでは町民が困ると思うんですよ。計画をすればいい、あと計画した、できるのは別なのでいいと、これと同じになると思うんですよ。この辺はひとつ、今になってから、NTTなり東北電力と話し合いをしてこういうふうにするということになったんでしょから、今だめだと言ってもどうにもならないと思うんでありますが、そこまでの協議は十分する必要があったのではないかと、こういうふうな指摘をしておきたいと思うわけであります。

それから、町長、11ページに戻るんですが、住民生活に光をそそぐ交付金事業、こいづずっと12、13、14、15、16、17、18、19ですか、こうずっとあるんですが、これも国から事業費が増えまして、町で出した財源をゼロにしますと。これでいいのかなと。当初は地域活性活動支援事業、希望園の施設改修事業、447万9,000円を国費、町費が102万1,000円を出しますと、こうしてたわけでしょ。これ550万来ましたと、だから皆それでいいから一般財源削るよと。これは光を注がないんでないですか、町も何も、国に光を注がせて町は光を注がないと、こういうふうに宣言をするんですか。こうずっとなんですが、図書購入から何からですね、光をそそぐ事業でこうやりますよってやってきたわけですよ。そして補助金余計来ましたと、だから町では光を注がなくなっちゃっていいよと、こういうふうなことのようには私は見受けるわけでありましたが、これはどうなのか、お聞きしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） これは先ほどお金をすべて使ったらいいのではないかというふうなお話に続くお話かと思えます。これは、国費の方がつくようになったので、町費の方は引っ込めさせていただいたわけですから、これは、それで終わりということではないわけでございまして、そこで、例えば貯金があればそれは次の年に使うということでございます。税

金はあくまでも町民からいただいて町民のために使うということでございますので、それは今後のいろいろ事業に使われるというふうに思っております。

また、新しく別なメニューを考えるということもあり得たかとは思いますが、それはまた議会の今のようなお話とかを受けて、次年度にまた考えていくということでご理解いただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 町長ね、町長は職員からすっかり聞かないんでないですか。係にも行って、私聞ってるんですよ、こいづ。光をそそぐ、こいづね、町費、税金取ってるんだから要らないんだと。光にならないんです、町としてもね、町長今言ったような答えだとすればね。税金取ってるのをつぎ込んでるんですよ、当初で、この事業でね。それを今度減額するんですよ。最初のときは税金取ってるんだけどもつぎ込みますよってやったわけでしょ、こいづ、町長ね。それを引っ込めるんですよ、今度は。町費はつぎ込まなくていいんだと。そして、その答えが「税金取ってるんだから税金を有効に使わなきゃない」と。んだら、最初から何でこのつけ上げるんですか、税金取ってるのに。だから、そういうふうなね、係からしっかり聞いて、そして補正予算も何も出していかなければどうにもならないような気がするわけです。町長、細かいことまでわかんないよと、これはわかります。わかるけれども、答弁するときには責任を持った答弁をしてもらわないと困るわけです。それはいかなげなもんですかね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ご質問の内容でございますが、この光をそそぐ交付金事業につきましては、1 度申請して認められた事業費、これについてはもうそれで事業費変更はできないという性格のものでございます。今回、国費が追加配分されましたので、それで財源更正ということで一般財源を落としたということでございます。当初入れていたのは、請け差なりそういったことが想定されますし、事業費としてこれまでできるということでこの一般財源をつけて、精査してこの事業費にしたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） そいなふうには言うんだけど、一つ一つ言ってた地域活動センター「希望園」の改修事業、100 万ぐらい追加してもっといいのって言ったって、これは事業変更になるんですか。それから保育所の図書購入事業、3 万円減額して12万円、9 万円当初

で、一般財源 3 万円持っていったと、12万円になったと、図書を50冊買いますよと言ったのが50冊にならないと事業変更になるんですか。これは皆使えると思うんです、私。事業変更にならないと思うんですよ。小中学校の図書、こういうふうなものも30冊買えと言ったら30冊以外だめだよと、事業変更で戻さなければと、こういうふうになるんですか。恐らくならないと思うんですよ。30冊なのが、あっちから来たら33冊になったと、こういうふうなことでもいいのではないかと。事業変更と言ってるんですよ、確かに、担当課長から言うよね。だけれども、図書だの何だのは、50冊買うと言ったの、50冊買うべと思ったけれども、あっちから来たから50冊で終わりだと、だけれども55冊買うにいいよと、5万円あるからと、こいなことであれば55冊買ってやったらばいいんでないですか。こういうふうになるんだとすれば、そうしなければならなかったのではないか。私は、追及して「だめだ、だめだ」と言ってるんでないんですよ。有効に使う手立てがあったのではないか、だから今度はこいなの来たら、同じことを繰り返してだめだよというふうな意味合いで質問してるんですよ。去年なも、こいづ私質問してるの、こいなの。そういうふうなことで、もう少しその金の使い方ね、考えてもらっていいのではないかなと。

何回言っても同じことになるんだと思うんで、これでやめますが、21ページの給与費明細だけ。その他の特別職ですから、要らなくなった特別職があったんだと、こういうふうなことだと思っておりますが、当初予算で何でもかんでもというふうなことで上げたので要らなくなった特別職10人は、どんな役職だったんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） それでは、その他特別職で10名の方減、減っているということで、この内訳をお話し申し上げますと、まず、10名のうち7人、これが地域交通会議の委員さん、これ開かれなかったって先ほども申し上げさせていただきました。この開かれなかったことによる7名分ですね、まず一つ。それから、参議院議員の開票立会人、当初10人ぐらい予定していたようなんですけれども、7人ということで3名減、合わせまして10人ということがここでなっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 開票立会人は、予定した人数は要らなかったということですか、そうすると。開票立会人というのは、法定数があって、そしてその中で人数分を予算化したわけでしょう。だから、その法定数を満たさなくたってよかったのかどうかね、法定数より余計なくらい人件費を見てたのか。いいですか、わかりますか、私言ってるの。開票立会人は、その

法定数なりなんなり見てた人数要らなくてもいいと、こいなことだったのかですよ。

それから、交通会議、当初何で交通会議を開こうと思ってたんですか。

○議長（櫻井公一君） それでは、最初、選挙について、中村選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村 寛君） 当初予算で開票立会人は10名予算化しておりました。

その結果、7名の方が開票立会人ということになりまして、3名の減でございます。法定、選挙法で10名が定員になっておりまして、それ以上オーバーした場合はくじ引きになります。今回10名以内で7名ということで、3名分が減額ということになります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 3名減でも構わない。

○選挙管理委員会事務局長（中村 寛君） ええ、構いません。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 地域交通公共会議、当初どういう面で予定してたのやということでもありますけれども、この件に関しましては、運賃・料金等に関する案件、それから路線または営業区域の休止ですか、あとバス停の結局増設、そういうことで会議を設けることにしております。22年度はそういう案件がなかったものですから開催しなかったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 交通会議ね、人数は見ましたと。だけれども、開かなくなつてよかったと。おたくの方でしょ、バス停を設けたりなんだりするの。こっちの方は別で、交通会議の特別職だけは上げてたと、こういうことですか。予算の方はとらないで、別な停留所だのなんだの増設の方はとらないで、こっちだけ人数見てたと、こういうふうなことですか。結局人数要らなかったわけでしょ。会議を開催しようと思ってた事業がなかったわけでしょ。ないのに予算上げてたんですか。出てくっからもしれないから予算とってたんですか。その辺一つ。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） あくまでも9万4,000円今回は減額しておりますけれども、想定されるから、来年度の23年度のバス停の増設とか、そういう面での会議が開催される見込みで予定されますから予算はとっていました。ただし、今回その案件がなかったものですから減額しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 予算とるのもね、予算科目あって、予定されるかもしれない、あるかも

しれないな、なかったかもしれないと言うんなら、1,000円上げててもいいんですよ、科目設定しておいてね。そして、案件が出てきましたといったら、流用でも充用でもできるわけですから、そういうふうな、あるかもしれないからおれは上げてたんだと。我々ね、議会で予算審議するのに、あるかもしれないんだ、あとはないかもしれないんだというのを予算審議するの、ばからしくなりませんか、あんたたち説明するの。あるかもしれないよ、ないかもしれないよと、だけれども予算上げておきたいんだよと。こうなったら、予算科目だけ設けてたらいいんでないですか。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） いや、あくまでも地域交通会議ですから、地域の要望等を踏まえて、それに伴って会議を開かなきゃならないと思います。ですから、そういう要望にいち早く答えるためにその会議を開くわけですから、その予算化はしておくべきだと私は思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、予算化というのは、予算科目としてただけでも予算化なんですよ。あした会議開くって言ったら、きょう流用かければできるわけですから、あんなものね。だから、会議を想定してるのであれば、想定した会議がこいなわけでできなくなったとか、こいなわけでできなくなったとか要らなくなったと、こういうふうな理由ならわかるんですよ、私、何ぼとっても。それが最初からないので、出るかもしれないからおれ予算としてたんだよと、これでは話にならないんでないですか。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） いや、あくまでも地域の要望で、いろんなやっぱり地区からの要望等がございます。バス停の増設とか、それから区域の変更とか、そういう面でやっぱり内部で本当に協議しまして、それを結局交通会議にかけるわけですから、常に予算化はしておくべきだと私は思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 水かけ論になるので、町長から言うと、税金使うんだから、使わない方がこうなると、こういうふうなことになるんだと思うんですが、私は、予算を吟味する側からいくと、予算というのは、目的があって、その目的に沿う事業をやるから予算けると、議決してほしいと、こういうふうなことにならないかならないのではないかと、こう思うわけですが、同じことの繰り返しになると思うんでいいんですが、選挙管理委

員会ね、10名以内って言ったから10名見たんだと。だけれど7人でよかったんだということであれば、最初から7人でいいんじゃないですか。なぜ、その10名なら10名にとって、そして残すのやと、減らすのやと。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中村選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村 寛君） 法定で10名になっておりまして、それで申し出が7名の方があったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 申し出って何ですか。開票管理者ですか、開票立会人ですか。開票立会人で10名出てくるかと思ったけれども、出てこなかったということですか。

○議長（櫻井公一君） 再度答弁、中村選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村 寛君） 開票立会人の上限が10名ということで定まっております。それで、7名が申し出があったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、10名とってたのが7名になった原因は何なんですかと聞いてるわけです。7名しか申し込みなかったから7名なんだよと。上限だけで下限はないんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中村選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村 寛君） 下限については3名になっております。（「いがすぺ」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 色川です。2点質問させていただきます。

9ページ、集会施設建設費、高城のコミュニティセンター建設事業、これにつきまして質問いたします。もう一つは、今、尾口議員がおっしゃいました道路新設事業、この2点質問させていただきます。

まず、高城のコミュニティセンター、実施設計が終わったということで、41万5,000円が減額になったということでありました。これはいよいよ集会施設、今は本郷やっております、次年度は高城だと、高城の方々も非常に待ち望んでいる施設なのかなと。ということで、来年度予算を見てみましたら、骨格予算ということで計上なってませんでしたけれども、6月に新しく計上なるのかなと、こう思っております。

私は、この集会施設の問題につきまして質問させていただきました。その中で、高城のこの公会堂につきまして質問した中の答弁の中で、「区会の皆さんと相談、協議しながら、その

意に沿ってやっていきたい」というようなことでありましたんですけれども、今度の実施設計に当たりまして、その区の方々と協議ですか、何回かなさったと思うんですけれども、そういう要望、そういうものを十分に入れた内容の実施設計になっているのかどうか教えてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 集会施設の設置場所については、色川議員が言ったように前に答弁しておりますけれども、あそこの位置に設定するときに、いろいろ要望を出しましてあそこに決定したわけなんですけれども、しからばじゃあどういふうな形の集会施設ということで、概略的な図面を書いていろいろ区長なんかと相談はしております。そこでやっぱり要望を取り入れて、この実施設計に入っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それは要望を踏まえて実施設計に入ったと。ある程度の実施設計はもう今回できたんだから、それを区の方々にお見せしましたか、こういったことで了承していただきましたか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） それを先月、区長にお見せしております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 先月ですか。区長は「正式にはまだ見てない」という話をちょっと聞いたんですけどね。「ですから私たち楽しみにしてんだや」ということを聞いたんですけれども、本当ですか。

○議長（櫻井公一君） それでは、櫻井参事兼総務管理班長。

○参事兼総務管理班長（櫻井一夫君） 区長の件ですが、木村区長の方にお邪魔しまして、図面に関しては提示して説明してまいりました。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 水かけ論になりますから、余りこれ以上はあれなん……。去年の10月には見せられたと。見せられたって、一応私たちの案は言ったと。これこれこれと、二階建てはだめだから、平屋にしてくださいよと、ほほえみとの連絡をずっと、そういう協議はしたよということはありません。ことしになってからそういうものは、きのうです、私電話かけました、木村さんに。こういうことありましたんで、「じゃあ、どうでしたか」と。そしたら、「まだ、楽しみなんだけど、正確には見せてもらってないんだや」ということでありますん

で、やっぱりその辺ちょっとかみ合わないもので、ここであんまりそんなに追及すると、あとおかしくなってしまうから、やっぱりちゃんと確認をしてからね。私はきのう電話しました。ということで、ちゃんとですよ、その辺、私はそういうことで、何か担当は「した」ということでありますんで、どっちが本当かわかんないですから、その辺で本当に間違いないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井参事兼総務管理班長。

○参事兼総務管理班長（櫻井一夫君） 私ともう一人の職員と一緒に同席して、区長の自宅に訪問して図面は説明しております。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ということで、そのように担当は言ってるということでありますんで、その辺の了解は当然区長の方もなさってるんだと、こう思っております。

それから、私は質問の中で、高城は堤防決壊した場合、大水害になると、その対策を進めなければならないんでないかなということを申し上げました。そして、あそこのところを少し高くして、集会、あそこは災害時の避難場所にもなるということでありましたので、高床式、高くして、その対策を講じるべき。その答弁は、「そのとおり考えております」ということだったんですけれども、どのような態勢、対策をなされましたか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井参事兼総務管理班長。

○参事兼総務管理班長（櫻井一夫君） 床面は、道路と一応合わせるような構造で考えております。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 道路に合わせるということになると、全く話が違うんじゃないですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井参事兼総務管理班長。

○参事兼総務管理班長（櫻井一夫君） 高さは十分確保しております。

○議長（櫻井公一君） 今、資料に手持ちがないので、J Rから幾らとは言えないそうです。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） やっぱり水害というのは、何回もやられてると、高城は。そういうことで今でも若干道路よりは高くしてるんだけど、それでも危ないのではないかと、そういうことでもって質問し、「そのように考えておりますから、その対策をします」ということでの設計が入っていると思うんですよ。だから私は質問してるわけです。その辺の十分な高さを配慮して作りましたよと、そういうことだったら、そして区長さんの了解を得たというこ

となんだから、その辺もちゃんとしたんだろうなという思いを込めて私は質問してるわけですから、その辺答弁してもらえばいいんですよ。

○議長（櫻井公一君） それでは、ここで暫時休憩をとりたいと思います、議事進行上ですね。再開を2時10分といたします。

午後1時55分 休 憩

午後2時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

10番色川晴夫議員の質疑に対する答弁から入ります。櫻井参事兼総務管理班長。

○参事兼総務管理班長（櫻井一夫君） 基礎高については350あります。というのは、区から要望がございまして、後ろのふれあいの家と一体的な施設として使いたいということでございますので、バリアフリーを一応考えて設計をお願いしております。

なお、議員さんおっしゃられますように、高さが変更できるかどうかというのは、今後（「えっ」の声あり）高さですね、バリアフリーの高さをどうするかというのは、今後、ちょっと実施設計の修正とかあるかどうかというのは検討させていただきたいと思います。現在、設計の方にまだ図面等、全部まだ行ってるわけでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 区の方から、そのふれあいの家連絡通路までのそのようにバリアフリー化してくれという要望はしていると、それは伺いました。ただ、このように業務委託料、減額もなって、ちゃんとこういうふうになっているということを、今からということは、可能かもしれないですけども、そういうふうにして執行部の答弁は「ちゃんと水害対策をやりますよ」ということの答弁だったんですよ。そういうものをあわせながら今回の設計はお願いしてると思うんですよ。それが今からちょっとできるんだったら直しますよというようなことではおかしいのではないかなと思うんですけども、町長、どう思いますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議会でご指摘があった点については、そのとおりだと思いますし、当然それも考慮してはやっているところであります。ただ、しかし、私も先ほどご指摘受けて思ったわけですけども、その水害の確率の高さ、水位の高さがありますので、現況でも地盤は隣と比べても高いということもありますので、基本的にはバリアフリーの要望があったの

で、そちらの方をということにしたのかなというふうに判断しておりますが、なお、今ご指摘もありましたんで、その確率、その30年確率の水害とか、そういったときの高さについて、再度チェックをしてみた上で、それで、まずければ、そのときにまた対応をすべきなのかなというふうに今思っているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういうふうな再考もありますよというようなことでありますんで、もう一回やっぱり区長さんたちとか、あと高城の議員さんもここにはいらっしゃいますので、その方たちのやっぱり意見なども聞きながら、最終建設に向けて設計をしていただければと、こう思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、先ほど寺町の道路につきまして尾口議員が質問なさいました。景観計画の素案として出されましたね。そのときにも私はこの問題につきまして質問いたしたわけでありまして。そのとき、ちょっと重複なって恐縮なんですけれども、課長がみんなの前で説明したと、ところがその中で、二、三の方が疑問符を投げかけたと、危ないんじゃないかと、道路がよくなったら車飛ばしていくよと、事故の可能性も出てくるよというのを発端にして、これが「そうです、そうです」というような話が出て、この結果になったというふうに理解するわけでありまして。

今、質問の中に、賛同得らなかったんで、何とかこの景観の、一番最初ですよ、大橋町長、この景観業務を策定するに当たりまして、本格的に工事するのは、まだ決まってはいませんけれども、この内町線から始まると思うんですよ。これが成功するかしないかで、やっぱりこの次の取り組み方がだんだん変わっていくと思うんですよ、私は。そういうことで、職員が地元の住民の皆さんにお願いに行ったんです、3回、4回行ったと。しかしながら、今の質問の中で、町長、副町長は残念ながら行ってないということで、私はびっくりしました。町長、町長のこの4年間のこれからの仕事の中で、これから今度仮に再選された場合、これが入るわけですよ、最重点事項として、町長の思いを。これがですよ、何で、その最重点政策の思いを何で町民が納得できなかったと、これは非常に不思議です。その辺はどう考えられますか。普通だったら行きますよ。職員がだめだったら私が行くべと、それが普通ですよ、民間会社だったら。その辺はどう思いますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃってる趣旨については、かなりの部分賛同できるところはあるわけでございますけれども、何でもかんでも町長が行ってしまうというようなことでは、そ

の役場の職務分担というのがありますので、その辺は最低というか最大でやらなければならないところ、それから職務分担の中でやるところ、順番をつけさせていただくというのはあると思うんです。

ただ、今後の中で、じゃあ絶対町長が行かないのかと。それはそうではないということだけは思っておりますし、また、理解していただきたいなというふうに思います。何が何でも町長が行ったんでは町長の体が幾つあっても足りませんので、大事なところについてはやらせていただくということかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 役割分担の中でやりますよと町長は言いますよね。やはり何回も言いますけれども、これは今後、最初の取っかかりなんです。これで、職員の皆さんが努力したんだけどだめだったと、やっぱり町長が最後に行ってお願いするということで町民は納得すると。これが一番いい例が、前の執行部、元の執行部、初原である事案がありました。それで、担当者が行っても納得されなかったもので、当時の助役さんが正座をしながら通ったんですよ。そして何回も何回もお願いをして、長時間にわたりまして、立ち上がった瞬間、足しびれてたもんですから骨折してしまったんですよ、骨折。次の日、松葉づえで役場に來たんですよ。そのぐらい努力したんですよ。それで最後に町長が、助役さんそういうふうになったもんだから、町長が行きまして再三お願いを申し上げまして、地域の皆さんに納得していただいたということを私を聞いてます。そういう姿勢を職員の皆さんに見せなかったら、町長というのは何事なんですか。民間で言ったら社長なんですよ。この会社がこの計画に向かってやれとなった場合、職員でだめなら、社員でだめなら、最終的には社長が行って、直談判して、何事も営業とかなんかというのを決めるのが、これが民間の仕事です。それを役割分担あるからということで、町長の一番の最高のこれは重要施策なんですよ、これが最終的に崩れてしまったら、次、だれがするんですか。そういうことで、もう一回本当に本気になって、その本気度を示していただきたい、こう思いますから、その本気度を見せてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 何度説明してもご理解いただけないようでございますけれども、町長の出番というのはいろいろあるわけでございます。例えば海岸駅の問題にしても、私はＪＲの本社に行って話してきてますから、そういう仕事をしてます。確かに場合によっては権利者の方々一人一人にお願いするということはある局面もあるかもしれませんが、それは

そういう場合としていろいろあるんですよ。ですから私は、色川議員がおっしゃるように私は動かないと言ってるわけではないんです。必要なときには必要な場所で町長としての努力をするというふうに言ってます。場合によっては、権利者の一人一人の方々とお話をすることもあり得ると言っております。

今回のケース、たまたまそういうことがなかったということですがけれども、それは何でそういうふうにしたのかというと、先ほど説明申し上げましたように、地下化とか裏宅地の配線とか、それから敷地内に入った場合、それから道路にきた場合、そういったケースをいろいろ判断した上で、それと、あと周辺の方々のおつき合い関係とか、そういったものを考慮して行かなかったということでございますので、何もかにも一緒くたにして町長は動かないというふうに言っていたくのは大変困ります。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） やっぱり職員がこうやって努力して、3回も4回も行くと。これで町長がこの施策、計画をやっぱり何とかしなきゃないという思いで行ってるわけですよ。それを、いや、これはちょっと違うなということで町長が行かなかったといたら、今までのその職員の努力というのはどうなるんですか。その辺なんですよ、問題は。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 職員とは常に話をしてますし、また、意識の上で乖離は余りないというふうに思っております。これは私どもの仕事の範囲内でございますので、お任せいただきたいと思います。（「これ以上話しても無理です。終わります」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） じゃあ、私はちょっとわからないところだけ伺っておきたいと思います。

11ページの障害者福祉費、負担金補助及び交付金587万7,000円という増額がありますね。これと扶助費、同じように障害者自立支援給付費。多分上の方は施設なんかの負担金なんだろうと思いますし、20節の扶助費は障害者の方へということであると思いますけれども、歳入にもかかわってきますけれども、なぜこのように増額なったのかということと、歳入において、その負担金及びこの給付金の国県の補助はもうちょっとあってもよかったのではないかなと、私の思い違いかもしれませんが、その辺のところをご説明願いたいと思います。

それから、12ページの繰出金、後期高齢者医療保険特別会計の繰出金500万ありますけれども、これも歳入の部分でちょっと県の負担が少ないのではないかと思いますけれども、この辺を説明していただきたいということでもあります。

それから、13ページ、19節負担金補助及び交付金、合併浄化槽のその補助金の減ということですが、当初の見込みは幾らだったのかと、実績はどのくらいだったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

あとは、歳入では今のかかわる部分でご説明願いたいと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） それでは、答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） まず、障害者福祉費の負担金補助及び交付金につきましては、障害者の自立支援給付ということで、これにつきましては、今回補正いたしましたのは、自立支援のサービスが多かったため、利用人数等については同じくらいであります、利用回数が多かったためでございます。

それから、扶助費につきましては、生活保護者の更正医療があったことと補装具が多かったことでございます。補装具につきましては、大体義足で100万円、車いすで30万円のちょっと大きな費用が発生しておりました。

それから、それにかかわります歳入でございますけれども、国におきましては、支出の2分の1、県におきましては4分の1の負担割合となっております。

それから、12ページの後期高齢者医療特別会計繰出金501万8,000円でございますけれども、これにつきましては、後期の会計の繰出金でございます、安定基盤にかかわる部分の町持ち出し分を合わせて繰り出した金額でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 合併浄化槽、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 当初、6人から7人槽、16基で見ておりまして、実績といたしましては8基というふうになっております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 合併浄化槽は、いつでも議会のたびに話が出るんですが、やはりもう少し維持管理の料金を考えてあげないと増えないんだろうなと思いますので、ちょっと23年度の予算、しっかりと見ておりませんが、今後考えていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、保険基盤安定負担金ということで、町の持ち出しということですが、持ち出した分に対して、県の方から補助金、負担金と言うんですか、あるわけですよね。その額が、ちょっと計算すると、私の考えでは少ないような気がするんですけど、いいんですか、これ。後期高齢者基盤安定75万6,000円しか入っていないんですけど、これでよろしいんですか。

それから、もう一つの自立支援の歳入というもので、これも少ないように思うんですが、

これでよろしいんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） まず、自立支援関係なんですけれども、歳入の方なんですけれども、4ページの国庫負担金、2節区分ですね、障害者福祉費負担金でございますけれども、これにつきましては歳入の方で410万6,000円、これは先ほど説明した両方合わせました歳出額の2分の1相当額でございます。

それから、同じように、県負担金につきましては、6ページの民生費県負担金、障害者負担金ということで205万3,000円、これにつきましては先ほど説明いたしました歳出の4分の1相当額でございます。

それから、後期高齢の繰出金でございますけれども、歳入の方では75万6,000円ということで、歳出の方におきましては501万8,000円ということなんですけれども、この501万8,000円の内訳でございますけれども、21年度におきまして、安定基盤の繰出金2,795万6,000円があったわけなんですけれども、概算確定によりまして2,988万円変更になった分、計につきましては変更後の4分の3、2,241万円を受け入れしておりましたが、当初より144万3,000円増を受け入れ、町負担分については調整負担額48万1,000円を合計して、一般会計からさらに繰り出したわけでございます。さらに、平成21年度の出納整理期間中の収入部分について208万5,000円をプラスして、今回501万8,000円を繰り出すわけでございます。これに対応する金額が75万6,000円で金額が少ないということなんですけれども、実質それらを合わせまして繰り出しているわけでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） ただし、その負担割合で入っているんだと。しかし、その調整があったよということで理解していいんですか。はい、わかりました。

今も何人かの議員さんからいろいろ質問がありました。やっぱり説明の中で、もう少し詳細な部分はきちっと説明してもらった方がいいと思うんですよ。大まかに説明して審議の中で時間とるのと、説明の中で時間にとって審議を速やかにするのと同じようなものと私は思うんですよ。ですから、できるだけ、今度初めて新年度予算でナビのようなものをつけていただきましたけれども、ああいうふうな形でこの補正なんかもつけてもらおうと、私らにとっては、審査する方にとっては非常に理解しやすいというふうに思いますので、今後、できることならそうしてほしいということを要望したいと思います。それじゃないと、なかなかわかりにくいということで、一つの事業の名が上がって、ほかということで含まれますと、そ

の事業で幾ら執行残が残ったのかということで、私たちには把握できないということがありますので、そうでないと執行残がその予算に対してどれだけの率で適当なのかとか、そういうものが読めませんので、できるだけその辺は説明の中でしっかりとさせていただかないと、一握りでは一んとやられますと、なかなかこんなに残してということになりますから、実際は多分、さっきも説明の中にあったように、10何事業の中の執行残なんでしょう。そういうものを含めて丁寧に説明していただきたいということを要望して終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第21号平成22年度松島町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第22号 平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第22号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番であります。8款の保険事業費1項の特定保険健康診査等事業費、これで555万5,000円を減額しているんですが、これはどうなんでしょう、21年度を見てみますと、当初予算で1,329万予算計上して、補正で339万2,000円の減額をしたと。対象人員は3,106人に対して受診者1,510人、48.6%だと。それから特定健康指導については、動機づけ192人のうち31人、16.1%しかしてないと。それから、積極的指導94人のうち10人だと、10.6%だと。これは町長らが書いた事業成果から私は見てきたんですが、こういうふうなもので、して見たら3分の1も減額だよと、言ったんだげつとしないんだおんねと。これで終わらせていいものですか。この辺をまずお聞きしたいわけでありまして。決算のときも、これで受診率が悪いんでないか、間違ってるんでないか。町長、今度の長総の基本計画でも、

これは一生懸命やりますよと言ってる。ところが、二次基本計画と三次計画は、前のときはずっとよくて、今度はずっと悪くなったと、三次に出したときはですよ。こういうふうなことで、おれ一生懸命やってんだ、今までにないくらいやってんだというふうなことになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 委託料の特定健康診査の550万の減額でありますけれども、先ほど一般会計でもお話ししたわけなんですけれども、今回、検査項目の単価が著しく安くなったわけでございます。例えば基本的な健診項目10項目ございます。例えば身体測定とか血圧、診察とか、それら10項目合わせますと、予算では5,500円くらいになるんじゃないかということで計上しておりましたけれども、結果的には、それら10項目におきまして1人当たり3,980円の金額で健診ができる単価となりました。

それから、受診率につきましては、今、尾口議員さんがおっしゃるとおり、21年度においては対象者が3,106人のうち、受診された方は1,510名で、受診率については48%。それから22年度におきましては、対象者が3,224人、受診者は1,596人ということで、若干でありますけど受診率は向上しましたけど、今回の減額につきましては、先ほどもお話ししたとおり健診項目の単価においてそれぞれ安く済んだわけでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 安く済んだから、まだまだ受診しなきゃない人があるのに、去年もやって通知あった、来ないからしゃねんだと、これで終わってんだと思うんですよ。去年と変わったそういうふうな受診率の向上対策はやったんですか。私ら21年度の決算を見て、こういうんですよ、だから、特定健康診断は16.1%、積極的な指導は10.6%と、これしかないんですよ。だから、その対象者の見方が間違ってるんでないかというようなことも私、この前の決算のときも言ったんですよ。でなかったらば、病院にうんとかかってんだけれども、その病院にかかっているからおれしないというのをそのまま対象者にしてんでないかとか、いろんな考え方あると思うんですよ。だけれども、結果としてあなたたちが出してる成果表ではこれしか出てないんですよ。これで、何だかわかんないけれども、計算したらば安くなったからうんとよかったんだと、おれうんとしてて財調残したからいいんだというふうなことにはならないのではないかと、受診率が悪いんだから、最初から。いいですか、この受診率を上げる対策をとらなかったんでないかって私は言ってるんですよ。10%だの16%というのは、数字で出すべきものでないくらいでしょ。そうでないんですか。具体的に質問したの、今まで

こいなんだから、今後こいなふうにしなきゃないと、ことしはこいなふうになったと、こいなふうにでもいいんですよ。ただ、この出したやつを何でもかんでも通さなきゃないと思って、議会は反対する人が何人かいたって、あと賛成するんだからいいんだという考え方ではおかしいわけですよ。私はだからこの数字をもって示してるんです。だから、そいづはあなたたちはどう努力をしてこうなったのかと、こいなことなんですよ。お答えをいただきたい。

○議長（櫻井公一君） 対策等について答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 前回もそのような質問をされたわけなんですけれども、その後、今回、受診を22年度に受けなかった方1,567名おったわけなんです。そして、すべての方にちょっとアンケートで調査するかなと思ったんですけど、まずサンプリングというふうな形で、ことしの1月の半ばから下旬にかけまして、無作為で約354名の方にアンケートを依頼したところなんです。その中でやっぱり多かったのは、「現在別な医療機関で通院している」という方が全体の57%で多かったわけなんです。確かにおっしゃるとおり、そういう町の診察というより、既に医療機関の方で受診とかしている方が多くて、そちらの方で健診済みだという回答が57%いたということで、これらのデータをもとに来年度以降、受診向上に努めたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、私この間言ったように、対象者はこのつけだと、あとは病院にかかった……、あの項目の中に1行つければいいんですよ。病院にかかっているから私はかかりませんと、受診しませんと、こいな項目つければ、対象人員が何ぼで、こういうふうなんでしょう。こんなものできないのかなと思って、小学校の生徒はできないかもしれないけれども、中学校ぐらいになったらできると思いますよ、給料もらわなくたって。そういうふうな状況なんです、今。たまたま私みたいな理屈言う人に当たったので、去年、21年は、うちの中、私、一緒に申し込んだんですよ。そうしたら、その項目から抜けてたんです。何だ、あそこの窓口に行って「申し込んだのにどうなんだ」と言ったら、「いやいや、申し込まれてません」と。そして保健福祉センターに行って申込書を閲覧したら、そうしたら「ああ、ありました」と、「今から申し込んでもらってもいいんですよ」と、こういうふうなんですよ。たまたま私みたいな理屈語るのに当たった。そしてそういうふうな答えなんです。だから、そういうふうなことからいっても、役場の人たち、もう少し真剣になってこういうふうな対策をとらなければならないのではないかと。町長、副町長ら、言う立場でないから、これは担当に任せてるからということなんだと思うんですが、指示だけはぴしっとした指示をしないと、

担当課長も、町長指示ないからいいんだと思ってるかもしれないですよ。課長だからするの当たり前だと言ったって、そんなこと考えないんですから。そういうふうになってるんですよ、現実には。たまたま1件だと思うんですよ。だけれども、そいなのがあったの。私も腑に落ちないから、2人の分、私一緒に書いてるわけですから、あそこに行って聞きましたら、「見せろ」と、私の申込書ね。そうしたら、たまたま「ありました」と言うんですよ。上の方まで来てるのかどうかわかりませんがね。担当の方で、いやいやあっちまで言えばごしやがれっからというようなことで来ないのかもしれませんが、そいな事案もあったの。だからこういうふうな10%だの16%のやつで喜んでるようでは行政がおかしいんじゃないですか。これこそ22年度のやつ23年になれば出てくるわけですから、町長や副町長がもしいなくても担当課長は残っているわけでありますから、そういうふうなことできちっと対応していただきたい、こういうふうに申し上げておきたい。

○議長（櫻井公一君） 要望と受けとめます。他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第22号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第23号 平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第23号平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第23号平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第24号 平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第21、議案第24号平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 5ページですか、歳入の保険料ですね、946万の減額と。主な内容、どういふことでこのぐらゐの減額になつたのか、その中身についてちょっと。

それから、繰り越し滞納120万と、このいふことで計上されているわけですが、現在、滞納している状況ですね、お知らせをいただきたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 保険料の減額でございますけれども、理由等については、所得が少なくなっているのかなと思ひます。それにつきましては、1月末の特別徴収額、調定額が9,530万6,000円でございます。特別徴収については100%の収納と見込んでおります。普通徴収におきましては、調定額が3,596万1,000円でございます。収納率は98%と見込んで収納見込額を出しまして、当初予算から引きますと946万4,000円ほどの減額となっております。

それから、滞納繰越分の120万の補正予算でございますけれども、これにつきましては、1月末現在で収納額が110万以上になっておりますので、今後の見込み分も含めまして120万の補正を上げたわけでございます。

それから、滞納者でございますけれども、約30名ほどと数えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第24号平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第25号 平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第22、議案第25号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第25号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第26号 平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第23、議案第26号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 収入でもって売り上げが200万円増えたと、説明欄には抹茶その他と、こう書いております。いや大したもんだなと思いながらこの200万見てたわけですけども、その抹茶、相当努力してこのようになっている、あと「他」というのもありますし、この抹茶、こういった販売方法、いろんなインターネット、ホームページ、そういうことでも見ながらのこれ効果かなと思うんですけども、そういったことをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 抹茶の伸びにつきましては、特に顕著なのが外国人の抹茶体験

という形で、昨年ですと、21年実績でございますと2,221人だったわけですがけれども、今年度1月末で既に2,422人と。これにつきましては、エージェンツ等にも職員が積極的に働きかけておる成果だと思っておりますし、あと、抹茶だけでなく、抹茶に御茶請けとしての御干菓子、これらも季節ごとに内容をかえたりしてますので、その辺が効果があったのではないかと分析しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 200万円、こうやって外国人が非常に増えたということで、御同慶の至りでございまして、それに比例して入場者数とか何とかというのはここには計上されてないですけども、どうなんですかね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 21年と22年の比較でございますが、松島町の観光客の入り込みでございますが、全体で16万6,290人落ちております。その中で観瀾亭につきましては、84人ながら微増、増えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） これも大変見事な数字かなと思いますし、議会であんまり批判ばかりしてっと、何だかやんだくなると思うんですよ、そっちもね。やはりいいものはいいと。やっぱりこの辺は努力した結果だから、これは褒めて差し支えないと、そういうことであります。

そして、この6ページに賃金ありますね。このように微増だと言いながら、観瀾亭については35万、それから観瀾亭においては104万円、臨時職員が減っておりますね。それでもって、微増だから今までの体制では大体大丈夫だと思います。民間では5%や6%の増減でも人員カットは当たり前でどんどんどんどんやっておりますけれども、その辺でやっぱり観光客のサービスとか何とかということには支障はなかったんですかね。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 観瀾亭の人件費の減につきましては、臨時職員の勤務時間が8時間から7時間45分に減ったということもございまして、また、福浦橋につきましては、今年度より通行券を導入いたしまして2台導入しておりますので、その辺で大体1人分の人件費が減額できたのかなというふうに見ております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 機械ですね、そいづは。福浦橋は機械を入れたということですね。（「はい」の声あり）

それから、福浦橋の塗装が258万1,000円、これは工事完了したということであると思うんですけれども、説明の中では、当初予算は1,600万、これ見てたわけで、この辺は入札でやるわけでございますけれども、こういった業者というのは、なかなか海の方の危険なものであるんで、こういった入札というのは大体、そんなにそんなにいろんな業者ができるわけではないかなと思うんですけれども、こういった時の入札とか何とかというのは、どういった、専門業者とか何かというのはいるわけですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 専門業者というわけではございませんし、工事のランクづけ等に基づきまして、一般競争入札で行いまして、7社の応募があつて、その中の入札で1社に決定したということになります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「いいです」の声あり）他に質疑ございますか。5番 阿部幸夫議員。

○5番（阿部幸夫君） 1点だけお伺いしたいと思います。5ページの県補助金で129万あるんですけれども、これは余ったというか、県の方に返還するんでしょうか、それとも、一般会計でもありましたけれども、また23年度継続とか、そういう件についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） その歳入の129万につきましては、歳出で258万1,000円入札残が出ておりますので、2分の1が県補助でございますので、その2分の1が129万だと。これは今から入ってくるお金でございますので、それはあと実績報告に基づいて減額されて松島町に交付されます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第26号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第24、議案第27号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第27号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第25、議案第28号平成22年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第28号平成22年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、３月７日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後２時５９分 散 会